

第六十三回国会 建設委員会 議 録 第十六号

昭和四十五年五月八日(金曜日)

午前十時二十四分開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 天野 光晴君

理事 正示啓次郎君

理事 渡辺 栄一君

理事 小川新一郎君

理事 池田 清志君

金子 一平君

丹羽喬四郎君

廣瀬 正雄君

森下 國雄君

早稲田柳右高君

卜部 政巳君

松浦 利尚君

北側 義一君

内海 清君

出席國務大臣

建設 大臣 根本龍太郎君

出席政府委員

建設大臣官房長 志村 清一君

建設省計画局長 川島 博君

委員外の出席者

警察庁刑事局捜査第二課長 岸 要君

国税庁直税部所得税課長 山内 宏君

厚生省保険局保険課長 中野 徹雄君

社会保険庁医療保険部健康保険課長 正田 泰央君

労働省労働基準局補償課長 松尾 弘一君

建設省計画局参事官 佐土 俠夫君

建設省計画局建設課長 檜垣 五郎君
建設委員会調査室長 曾田 忠君

五月六日

建設業法の一部を改正する法律案等反対に関する請願(浦井洋君紹介)(第六七〇八号)

同外九件(塚本三郎君紹介)(第七〇三〇号)

同外九件(熊谷義雄君紹介)(第七四八七号)

建設業法の一部を改正する法律案の成立促進に関する請願(石井桂君紹介)(第七四八六号)

建設業法の一部を改正する法律案成立促進に関する請願外九件(熊谷義雄君紹介)(第七四八七号)

同(江崎真澄君紹介)(第七六六七号)

同外一件(丹羽久章君紹介)(第七六六八号)

建設業法の一部を改正する法律案等反対に関する請願(阿部昭吾君紹介)(第七四八八号)

同(青柳盛雄君紹介)(第七四八九号)

同外二件(麻生良方君紹介)(第七四九〇号)

同(井上普方君紹介)(第七四九一号)

同外二件(今渡勇君紹介)(第七四九二号)

同(川俣健二郎君紹介)(第七四九三三三)

同(後藤俊男君紹介)(第七四九四四四)

同外一件(佐々木三三君紹介)(第七四九五五)

同(曾根益君紹介)(第七四九六六六)

同(田邊誠君紹介)(第七四九七七七)

同(高田富之君紹介)(第七四九八八八)

同外一件(土橋一吉君紹介)(第七四九九九九)

同(中嶋英夫君紹介)(第七五〇〇〇〇)

同(永末英一君紹介)(第七五〇〇〇一)

同外一件(西宮弘君紹介)(第七五〇〇二二)

同外一件(平林剛君紹介)(第七五〇〇三三)

同(不破哲三君紹介)(第七五〇〇四四)

五月七日

地価安定対策に関する陳情書(四国四県議会議長代表高知県議會議長高野源吉)(第三七六号)

は本委員会に参考送付された。

同日の会議に付した案件

建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)

○金丸委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、建設業法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松浦利尚君。

○松浦利尚委員

それではまず大臣にお尋ねをいたしますが、この業法改正の中心になっております登録制度を許可制度に改めるといふ制度について、提案理由その他説明を聞いてまいりますと、建設業界の中の不良業者、そういったものを改め

ていくためにはこの際許可制をとっていきいたい、建設業界の規律を確保していきいたい、こういったことがその前提になっておるやにお聞きするのでありますが、そうだとすれば、この許可制にすることによってそういった方向が確立されるというふうに大臣はお考えになっておるのかどうか、その点をまずお尋ねしておきたいと思ひます。

○根本國務大臣 御承知のように、建設業は国民の生命、財産に非常に密接なる関係のある業種でございます。しかも最近のように経済の高度成長が続いている場合におきましては、建設業が持つ公共性の重荷と申しますか、これは非常に重大になってきているのでございます。なおまた、住宅難等が相当深刻になってまいり、また地価が非常に高騰することを一つの社会的背景として、特に都会地周辺で、非常に悪質な建て売り住宅があるいはまた宅地が整備されないまま分譲されるために、これが一般国民並びにその地域社会に非常に重大な支障を来しておる、これは確かに事実でございます。それで、こうした人たちの立場を保護してやるといふことと、それから営造物が非常に大規模になってきた今日、これが技術的に非常に整備されたものでなければならぬときに、十分なる資格のない者がただ届け出さえすれば何でもやれる、金さえあればやれるというふうなことで、これは非常に不安があるというところで、それからもう一つは、いざいざ近頃資本自由化が建設業にも及ぼされてくるということになりますと、御承知のように、海外の建築土木業者というものは技術的にも、資金的にも非常に信用度の高いのが出てくるわけでございまして、そうすると、必然的にそういうものに進出されてくる危険性がある。こういうこと等の諸案件を考へてみると、ここに単なる届け出さえすれば、登録さえすればやれるということでは適当でない。やはり

監督官庁としても責任を持って国民に、こういうふうな条件で許可しておるから信用があるということも示すと同時に、それだけの内容を持って今後監督、指導しなければならぬ。

それからもう一つは、従前でございますれば元請と下請、孫請負というものが慣習的にやられておる。何ら法的規制ができていない。ところが、これに基づく非常な損害を受ける人々もたくさん出てきておる。公共施設をやった場合におけるそういう監督の責任が、どこまで波及していかという点もこれは非常に不明確だ。こういう点を改めていくことが、いま御指摘になったような従来の登録制度から許可制度にしなければならぬと考えておるゆえんでございます。

○松浦(利)委員 事務当局にお尋ねいたしますが、現在の業法第二十八条によつても、第五章監督、指示及び営業の停止という章がありますけれども、この業法が施行されて今日まで、大臣処分あるいは知事処分、営業停止、登録取り消し等の不良業者に対しての監督処分というものがあつたと思うのでありますが、今日までのその具体的な数字をお示しいただきたいと思ひます。

○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。建設業法は昭和二十四年に制定されておりますが、自業法に基づき処分件数は、指示処分と営業停止とそれから登録取り消し、三つ種類がございますが、指示処分をいたしましたものが合計で六百九十九件、営業停止処分が五十九件、登録取り消し処分が三十二件、合計で七百九十件となっております。

○松浦(利)委員 さらに局長にお尋ねをします。先ほど大臣が説明をなさいました許可についての問題は、現行法登録制度をもつてしても、第二十八条の監督権限を強化することによつて不良業者の締め出しあるいは指導監督、こういうこともできるんじゃないやありませんか。その点どうでしょう。

○川島(博)政府委員 御指摘のように、現行法におきまして、第二十八条によりまして建設大臣

が監督処分できることになっております。しかしながら、現行の登録制度の要件があまりにも輕易、画一的である。すなわち、一定期間の実務経験を有する技術者を一人だけ雇つておればいかなる大工事でも請け負える、こういうたてまえになつておるわけでございます。したがって、御案内のように、業法発足当初は登録業者が三万三千でございましたが、今日ではすでに十六万を突破するという勢いで、最近の年間の業者の登録増加数は一万五千業者以上に及んでおります。したがって、この監督処分を強化することもさることながら、やはり不良業者、悪質な業者が輩出することがないようにいたしますためには、この業者の登録要件を厳重にするということが必要でございます。そのためにいろいろ検討いたしました結果、相当要件をきびしくいたしましたわけでございます。もちろん登録といひ、許可といひ、それを受けなければ営業ができないということでは同一でございますけれども、今回は業者に対して誠実の要件を要求する、あるいは財産の基礎についてのある程度の保証を要求するというところでございまして、今回、登録制度を法律上は許可制度に改め、さらにこれに基づいて業者の監督を強化するというのが最も適切であらうということで、今回の改正案を提案いたしました次第でございます。

○松浦(利)委員 ただいまの局長の答弁について、ちょっと私は疑義があるのですが、大臣にお尋ねをしたいと思ひます。いまの局長の発言を聞いておると、少なくともいままでのような登録制度のもとでは資格条件その他がただ登録手続することだけで済むために、極端に言うとう監督行政というものが行き届かない場合も出てくる。ですから、監督行政の前に登録といふものをさらに許可制度に改めて、その企業なりあるいは工事を施行しようとする者の財産的な問題あるいは社会的な信用、こうしたものをチェックした上で許可制度に切りかえていくんだ、こういうふうに、ことは違ひますけれども

受け取つたのです。だとすると、それほどこの法律の中心、核ともなるべき重要な内容をなぞ政令で定めるんではどうか。少なくともそういった重要な問題であるとするなら、私は政令なら政令でもけっこうですけれども、なぜ事前にな、この法律と並行して政令の骨格といふものでわれわれに示されようとしなないのでしょうか。承るところによると、中央建設業審議会、この議を経てやろう、こうしておるのですから、少なくとも登録を許可に改めた非常に重要なメリットである許可条件について、この政令という問題でわれわれこの審議をする者をつらばさじきに置いておく、こういう審議のあり方というものは私はきわめて遺憾だと思ひますが、大臣どのようにお考えでありますか。

○根本(国務)大臣 この政令の内容の前に、ひとつ私は松浦さんによくお考えを願ひたいと思ひます。それは、やれやれとすれば、建設業法等を改正する場合は、中小零細企業を圧迫することだといふことで反対が出てくることが多いのです。実は十二年前私が建設省におりましたときも、私はこの問題を取り上げたのです。そうしたところが、当時やりました野党の方々の相当の部分からそういう意見が出て、そうしてこれが地方の業界に非常に働きかけて、これは両方働きかけたと思ひます。地方の業界が野党の人にも働きかけ、それに基づいて動いたという結果があつて、とうとう私を立法化することが、準備ができないうちに終わつたことがあるのです。ところで私は、この建設業法はだれのために立法化するかといふことを考えなければいけない。これはその事業を営む人のため、またであるけれども、それ以上に大きな問題は、どっちがほんとうにその制度として、一般国民が利益を受けるかといふことだと思ひます。現在においては、登録制度でいきますと、もう松浦さんも御承知のように、各地方では、何らの経験のない者がもう県あたりに行つて金を納めればすつと通つちやう。今度一たん登録されると、実力のいかに問はずに、今度は官庁に行つて指名

しろ、あるいは今度は民間企業に行つて、はなはだしきは採算を割つたような、初めから損するようなものをとつて実績をかせいでいこう、こういうところに不正工事並びに不良工事、それに基づく損害がどこにいくかといふと、一般の国民の方々にいつてゐる。だからして、この際許可制度といふことになりましたら、許可するときには、それだけの責任を持って国民に保証しているといふことになるわけですから、そうでなければ無限に広がる。しかも片方は、もうどんどんどんどん消えていく。こういうような現象がどうも適当でないといふところが根本の問題があるのでございす。したがって、弱小企業者を保護するというところの許可制度と混同することは、私は政治的に見て適当でないと思ひて、この次第でございす。

ところで、しからば許可条件をどうするかといふことが非常に大事であるから、それを政令にゆだねるといつておるとするならば、その政令の基本的な内容について考えを明らかにしろといふことも、私もしかるべきことだと思ひます。現在それについて、松浦さんから御指摘になりましたように、建設業審議会においていろいろ研究した結果あるべしといふ一つの答申が出てゐることも事実でございます。大体それを中心として政令をつくりたいと思ひますが、この政令の内容については、この国会における御議論の結果に基づいて、さらにわれわれは審議会の答申にあわせて国会の諸先生の御意向をも体して政令をつくる、こういう方針でございます。したがって、現在在きつしと条文化してはおりませんけれども、審議会から大方の了解で答申されておるもの内容については、事務当局から説明させてけつてございす。

○松浦(利)委員 それでは、せっかくの大臣の答弁でありますから、事務当局のほうから答申の内容について明らかにしていただきたいと思ひま

す。

さらに追加して、政令に委任する事項が全部で六つの法律の中にあるようでありますから、全部この際発表してください。

○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。

御案内のように、許可の基準は第七条と第十五条にござりますが、一般建設業につきましては第七

条の許可基準によることになっております。今回の改正案によりまして、要件が四つございまして、第一は、法人の場合にはその役員、個人業者の場合には業主またはその支配人のうち一人が、許可を受けようとする建設業に、五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者となっております。

第二の要件は、各営業所ごとに専任の技術者を置かなければならないというのが第二でござい

それから第三が、法人である場合には、当該法人またはその役員もしくは政令で定める使用人、これは営業所長とか支店長クラスの者を予定しておりますが、政令で定める使用人が、また個人である場合においては、その者または政令で定める使用人、これは支配人を予定しておりますが、これが請負契約に關して不正または不誠実な行為をするおそれの明らかなものでないことというのが第三の要件でございます。

第四が、請負契約を履行するに足る財産的基礎または金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。この四つが許可要件でございます。

したがって、政令で定めますのは、この使用人の範囲がどうかという技術的な問題でございまして、許可要件の実体については法律そのものにござり明示しておるわけでございます。

第十五条の特定建設業に關しましては、いまの一般建設業の許可要件に加えて、さらに専任の技術者の資格要件を、二年以上指導監督的な実務の経験を有する者というふうに、一段高い技術要件を要求しておるわけでございます。また、財産的要件といたしましては、一般建設業よりも若干

厚い財産的基礎を必要とするというふうに規定をいたしておるわけでございます。

いづれにいたしましても、許可要件、許可基準に關しましては、実体的なことは法律でござい

と明示してありまして、あと使用人がだれであるとかあるいは財産的基礎等に關しまして、金額等については政令に委任をされておるわけでござ

います。ただいま大臣からも御説明ございましたように、これらの政令委任事項は、技術的とは申しまして内容的には相当重要なものを含んでおりますので、従来こういったものを定める場合にも

そうでございましたが、今回の法律改正に基づき

ます政令事項については、中央建設業審議会、これには学識経験者のはから発注者代表、さらに業者代表といたしまして大手、中小、職別業者の各代

表がすべて入っておりますが、この中央建設業審議会にはかりまして、十分その御意向をいれて

きめたいと考えておりますが、さらに、本委員会におきますこれらのいろいろ質疑応答を通じて

まして本委員の御意向が明らかになると思ひますので、それらも十分尊重いたしまして、慎重に政

令内容を決定したいというふうに考えておるわけでございます。

本改正案では、いろいろと政令で定めることがござい

ますけれども、まず第一に、第三条第一項の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負う者

については、この建設業法の許可を必要としないという規定がござ

ります。これを「工事一件の請負代金の額が、土木一式工事又は建築一式工事にあつては百万円に満たない工事、その他の建設工事にあつては五十万円に満たない工事とする。」ことが妥当であ

ろうというものが、大方の見解であつたわけでござ

います。しかしながら、適用除外金額を政令で幾らに定めるかというものが、今回の法律改正をめぐ

る問題点の中でも、最重要中の最重要問題でござ

いますので、今後とも当委員会の御審議を通じて

しての御意向も十分尊重して、法律制定の晩には

また中建設にもおはかりしなければいけませんけれども、各方面の御意向を十分尊重してきめたい、かように考えておるわけでござ

います。○松浦(利)委員 それでは、いま三条の軽微な工

事についてのみの百万、五十万と、こういうことを言われたのでありますが、この際でありますか

ら、全部ひとつこれが事実かどうか、私の資料を

読み上げますので、間違つておればそれは間違つておるといふふうにおつしやうしていただければ

こうです。建設省昭和四十四年十一月、「建設業法改正案の政令委任事項および財産的基礎又は金銭的信用に係る許可基準(案)」、数字だけ言います。いま

残された部分ですね。「第三条第一項第二号の政令で定める金額は一千万円」さらに許可の基準の第四、先ほど局長は少し「財産的基礎又は金銭的信用に係る許可基準(案)」について、いろいろ抽象的なことを言われたようであり

ますが、ここには具体的にされております。一般建設業にあり

ます。1. 自己資本の額が、土木工事業又は建築工事業にあっては百万円以上、その他の工事業にあっては五十万円以上であること。2. 土木工事業又は建築工事業にあっては百万円以上、その他の工事業にあっては五十万円以上の資金を調達する能力があると認められること。それから、

「過去三年間登録又は許可を受けて継続して営業を行つた実績を有していること。」「担保とすべ

き不動産等を有していること等により必要最小調達資金について金融機関等から融資を受けられる見込みがあること。それから特定建設業の許可基準。第十五条第三号。「次のいづれの要件をも満

たす者であること。1. 欠損の額が資本金の二〇%をこえていないこと。2. 流動比率が七五%以上であること。3. 資本金の額が五百万円以上であること。」「こういつた基準案がすでに建設省基準案として出されております。さらに、その他政令委任

できめる内容の事項がござ

います。「第二十四条の五の政令で定める金額は一千万円」それから「第三条第一項第二号の政令で定める金額は一千万円」こういつた案がすでに中央建設業審議会

のほうに出されておるのか、あるいはこれは建設省の案であるのか、そういう点を、局長少し明らかにしていただ

けませんか。○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。ただいま先生からお読み上げたいたしたのは、

昨年の夏に中央建設業審議会を開きます際に、た

たき台として建設省から御説明を申し上げ、いろいろ数字は変わったわけでござ

いますけれども、中央建設業審議会が一応この程度ならばいいの

と思います。ただ、その中で一つお断り申し上げておきたいと思ひますが、この法七条の第四号の財産的基礎または金銭的信用を有しないことが明らかでないこと、この要件で先生がいまお読みにな

りましたのは、第三条の軽微な工事との関連で、かりに軽微な工事を一式工事百万円、その他工

事五十万円と定めました場合には、許可業者が要求する財産的基礎は少なくともその最低限の百万円

見合いにおきまして、この百万、五十万という数字は動いてくるわけでございますので、その点は念のために注を加えさせていただきたいと思ひます。

○松浦(利)委員 いまの答弁によりますと、すでに中央建設業審議会のほうでは多数でこういう案をきめておられるという答弁だったわけですから、だとして、現在政令にしようとしておられる言つたような案を当然委員に示すべきではないか。しかも大臣が当初言われたように、許可という問題が登録にかわつてきた理由として重要なポイントだとするならば、そういった問題についてすでにそういう案があるのだから、なぜ事前にこの委員会に出さなかつたのか。逆な言い方をしますと、何か建設委員会よりも中央建設業審議会のほうに重点を置いておるといふ感じがしてならないのです。かりにここでわれわれがどのような議論をしてみようと、中央建設業審議会の議を経なければ変更もできないといったことになるのではないかと、いふ気がしてならないのです。この点について、大切な問題ですから、大臣のほうにお考えになりますか。

○根本国務大臣 御承知のように、国権の最高機関は国会でございます。どんなに中央審議会で案ができました、国会で承認されなければ法律にもなりません。法律ができなければ政令はできないのです。これはどこまでも諸機関の御審議を御得るために、綿密な検討を加えるために、これらの審議会の意見を徴するのが至当だと私は思ふのであります。決してわれわれは内密にしたものではない。あなた自身がちゃんと手元を持っておられるほどでございます。これは審議会のことも、言えちゃんと出されるということでございます。そういうふうな国会よりも審議会を重視しておるといふことはございません。その点は、われわれのいままでとつてまいりましたことは審議会を重視して国会を軽視する、そんなことは毛頭考へていないということだけは御理解願ひたいと思ひます。

○松浦(利)委員 大臣の言われたことは、私はそのとおりだと思つております。ただ大切なその政令——あなたは持つておられるじやないかと言われますが、私は、これは政令事項があまりに多いので、頼んで取り寄せたのです。取り寄せなければならぬのです。おそろく各委員は、みんな持つておられないと思つております。それではやはり私は不親切じやないかと思つて。要求するから出す、しかも要求して出された内容はこの法案にとつて非常に重要なウェイトを占めておる政令であるということになれば、事前に法案と並行して出されるべきじやないかと思つておりますが、その点どうでしょう。

○根本国務大臣 これは、御質問がありますればそれに答へるのがたてまえでございます。御承知のように、政令というものはあとから出てくる。いつでもそれでございませう。その意味におきまして、いま政府で政令はまだきめていない。政令は閣議で決定しなければなりませんからきめておりませんけれども、構想について話せと言ふから、ちゃんといまお示したような状況でございます。政令の内容については、正式には閣議決定しなければ政令にならないし、また法律ができなければ、それに基づく政令もできないということでございます。ですから、この問題について私は何も秘密にして、絶対にこれは隠すとか何とかいうことではない。場合においては政令そのものがないといふ場合もありません。基本的な考えだけでいくといふ場合もあります。これはそれぞれ委員等構想はどうかと言われれば、必要な場合においてそれをお示しするということ、今日まで法案審議をやつてこられたのでございまして、その例にならつていただいております。どうぞ御了承願ひたいと思ひます。

○松浦(利)委員 了解いたしました。どうも私は初めて国会議員になりました、国会というところはこんなな審議にくいところかということを知りませんでした。その点は参考になりました。要求しなければならぬ。しかもこの資料は大切なもの。私は非常に奇異な念を持ちますけれども、いま大臣がいわれたように、そういう慣行になつておるといふこと、それは資料を要求すれば出してもらえるので、それはそれで基準案要綱というのを示していただきたいと思ひます。そして、その基準案要綱について、ほかの委員からこれからの追及していただくことにします。私は時間的に、そういうことだけで議論してもしかたがありませんから、月曜日にすることにして、次の問題に進みます。それでは大臣、いまの資料を出してください。

次に、さきに大臣が本法律についての御説明をなさいましたときに、大手企業が、元請、下請、孫請等重層請負の中でピンはねが行なわれてきておる、そのために中小企業の倒産の激増あるいは建設労働者に対する賃金の不払いという問題が言われてきておる、これをこの法案では防止すると言われました。なるほど、拝見をいたしますと、そういうことができておるようでございますけれども、実際に本法が通つたらほんとうに実効あることとが確保できるのか、ほんとうにこういふやり方で実効がある、こういうふうな大臣はお考えになりますか。その点をお答えいただきたいと思います。

○根本国務大臣 いかなる制度をつくりまして、その法律どおりにいくといふことは、これは現在のままではなかなかむずかしいと思ひます。しかし、こういうような制度をつくることによつて、少なくとも現状よりよくなるということ、私は信じております。そうして、それだけ責任を追及することも制度上可能である。今日ではそれがなないために、いわば元請と下請との関係は、民法上の契約以外の何ものでもないと思ひます。したがつて、責任は全部下請のほうにいつてしまつて、そして元請のほうは、金を払つたとかあるいはこういう条件でやらしたのだから、われ

われはそれ以上関係ないといへば、現実に被害を受けた建設労働者とか、あるいはそれに物品を売つた人とか、あるいは受注者が処置しないといふことは、これは制度的には非常に欠陥ではないか。だから、本来ならば請け負つたものが全部やるというのがたてまえであるべきにもかかわらず、現実にそういう制度が建設業法上許されておる状況においては、やはりその欠陥を是正するの、私は行政官庁として、また政治として、しかるべきことだと思つて次第でございます。

○松浦(利)委員 それでは大臣、いまの問題を含めてお尋ねいたしますが、建設業についてはなぜ下請代金支払防止法が適用されないのか。建設業界だけについては、下請代金支払遅延防止法からはずされておるのです。私は、やはり所管大臣としては建設業界にもこの法の適用を積極的に進めるべきだと思つておりますが、その点はどうお考えになりますか。

○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。御案内のように、下請代金支払遅延防止法は資本金五千万円以下の中小企業に適用されるわけでございます。建設業は、その九九％がその意味における中小企業でございます。したがつて、かりに下請代金支払遅延防止法を適用いたしますと全部がその恩恵を受けるということになります。建設業界の長い慣行といたしまして、資本金の小さいものが下請をし、資本金の大きいものは必ず元請になるというところでございまして、大きな業者が下請に回ることと問々あることとでございます。そういう関係で、現在の下請法そのまゝを建設業界に適用いたしますと非常に妙なことになるので、これは建設業界の実態に合った下請法規を別途に制定することが適当であるといふことで、従来検討が行なわれておつたわけでございます。今回の改正案におきまして、そういう下請法の思想を十分に、しかも建設業界の実情に合った形で下請法の精神がそのまま盛り込まれておるわけでありまして、この法律案が通過成

立をいたしますと、下請保護については万全を期せられる。下請法の精神がそのまま実現されることになる。そういう点からも、本法律案の成立を一日も早くお願いしたいというふうに考えておるわけであります。

○松浦(利)委員 局長、下請代金支払遅延防止法のほうが、この法律の改正内容よりもむしろきびしいのです。あなたはこの法律案が通ったほうがいいと言われるけれども、むしろ業界として見れば、この法律の適用を受けたほうがいいのです。支払代金遅延防止法の適用を受けたほうがいいのです。その点をどうお考えになりますか。それよりもこのほうが進んでおると局長はお考えになって、いま答弁なされたのですか。

○川島(博)政府委員 ただいま御説明申し上げましたように、建設業は、その全部が中小企業であると言っていると思ひます。したがって、現行の下請法は、五千万円以上の大企業が五千万円以下の中小企業に対する代金の支払いについて特別な義務を課しておるわけですが、これをそのまま適用いたしますと、ほとんどが適用にならないことになるわけでございます。したがって、やはり建設業については建設業法自体で別途に手当てをすることが適当であろう。その手当てのしかたは、確かに下請法とは若干しかけが違つておりますけれども、これはやはり、建設業についてはこういう下請保護の形が最も適当である。これにつきましても、やはり二年有余にわたつて中央建設業審議会で御検討いただきました結論が、この姿が現状においては最も適切であるということで御答申をお願いしたので、それをそのまま立法化したいたしましたわけでありまして、現状におきましては、建設業界に対する下請保護の規定はこの改正案に盛り込まれているものが最善のものではないかというふうに、私も確信をいたしておる次第でございます。

○松浦(利)委員 その問題については非常に重要ですが、その問題だけで私がここで議論しておつても時間が経過いたしますから、その問題はまた

ほかの委員に議論をしていただきたいと存じます。

ただ、私は、ここに建築工事業の中小企業近代化基本計画、建築工事業の中小企業近代化実施計画、建築工事業の中小企業近代化基本計画説明資料、昭和四十四年一月というものを持っております。これも実は資料を取り寄せたものなんです。これを見てまいりますと、最終的には、四十七年度の建設業界の姿としてこういつておるのです。「目標とする企業規模については、資本の額又は出資の総額(個人企業にあつては、営業用自己資金の額。以下「資本金」という。)をもつて表わすこととし、目標とする企業規模は、おおむね資本金が三〇〇万円以上のものとする。」こういうように規定してあるわけなんです。だとすると、昭和四十七年度までには三百万円以上の企業に全部整理統合してしまふ。逆に言うと、零細企業そのものは切り捨てられてしまふとこの基本計画説明資料に書いてあるわけなんです。そうなつてまいりますと、先ほど零細企業を切り捨てるのではないというふうに言われましたけれども、この計画内容を見ると、どうも過当競争におちいって、あるいは倒産、あるいはたまたまの意図的に意識的と言つては悪いですが、無意識的にでもけつこうです。高めながら、実際には資本金三百万の業界に整理してしまふ、こういうことが建設省の出された十四年一月の計画案の中に仕込まれておるわけなんです。この点について、大臣はどういうふうにお考えになつておられるのか。この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○根本国務大臣 先ほど御説明申し上げましたように、建設業法等、あるいは建設行政は何のためにあるかということ。業界を保護するものと生命、財産、並びにそのために行なういろいろの建設発注に際して、その利益が保護されるということが根本でなければならぬと思ひます。今日のように非常に人件費が高まつてきて、機械化が伴わなければ、技術が伴わなければそうした事業

がなかなか存立できないということになりますれば、やはりそれぞれの資本あるいは技術の装備をしなければなりません。そういうことを考え、個人でできないければ、これがたぶん問題となると思ひますが、いわゆる一人親方と称せられる方々が、そのまゝの姿で自分がいろいろの仕事をとりたといつてもこれは無理でございます。したがつて、そういうときには、企業組合あるいは一つのそうした方々の組合において、そうした相当規模の仕事がなし得る状況に持つていくべきだ。

そういう場合においては、一応いふまでもなく、その条件を満たすように行政指導をするという方針であらうと思ひます。その基本政策を作成した当時、私が直接担当してないからわかりませんが、せうけれども、たぶんそういうことだろうと思ひます。でございます。したがって、われわれがいろいろの政治、行政をやる場合において、たゞ弱小のものをだけ助けるということの名において、ほんとうにそのために国民の受ける不安並びに不利が無視されてはならないと思ひます。でございます。したがって、そういう条件に満たない人は、次の問題はいかにしてそういうふうな標準にまで高めるかという施策が必要だということであるならばわかりますけれども、ただそれなるがゆえに首切りだということにはならないと思ひます。でございます。その点は十分に配慮して今後運用すべきだと考える次第でございます。

○川島(博)政府委員 建築工事業の中小企業近代化基本計画につきましては、ただいま御説明がございましたように、三百万円という数字が載つております。これは「小規模工事を主として施工する企業を除き、資本の額又は出資の総額がおおむね三百万円以上のものを目標とする企業規模とする。」結局、それを努力目標にして近代化をはかりなさいという趣旨でございます。しかしながら、これは今回の建設業法の改正にからむ許可基準あるいは軽微工事等とは直接関係はないわけでございます。これはあくまでも中小企業を近代化、合理化するための、小規模工事以外の工事企業の規模

を、三百万円程度を目標に引き上げるべきであるということを目指してつたつておるわけでございます。本法の軽微工事の金額とは直接関係はないわけでございます。

○松浦(利)委員 局長の答弁を聞いて、またどうもちょっとわからなくなつたのですが、大臣の答弁で理解したつもりでしたけれども、ちよつとも一べん局長にお尋ねをします。建築士法の第三条の二で、要するに三十平方メートル以下の工事については二級建築士の資格がなくとも工事がやれます。そうすると、三十平方メートルといふと通常のわれわれが住む家なんです。ところが実際にこれだけの家をつくらうと思つと、坪十二万円程度です。そうすると、実際に三百万程度の工事が現実の工事なんです。小規模工事といわれている工事は、実際には、金額にしますと三百万程度の工事に金銭的に資本金が三百万円以上の企業体にするといふすけれども、工事をやる内容については、一人親方でも実際にはやる一件の工事としては三百万、あるいは建築単価がどんどんと上がつてまいりますと四百万、五百万という実際の工事をやる状況になるわけですね。ですから、一人親方がやる工事の量といふものは、金額的に換算をしていくと相当大きな額になつてくると私は思ふのですけれども、一人親方の場合は一体どうなるのですか。

○川島(博)政府委員 建築士法によりまして、先生ただいま三万平米と言われたようでございますが、百平米、三十坪以下の木造建築物は建築士でなくてもできることになつておるわけでございます。建築士法は、その目的とするところが建築物の設計やあるいは工事監理等の適正化をはかりまして、建築物の質の向上に寄与せよという目的であるわけでございますが、どのような建築物について建築士が設計または工事監理を行なうことを義務づけるべきかということ、建築士に要求される知識あるいは技能と建築物の規模内容等

ければ許可をもらえないということになれば、実際に一人親方というものは許可の対象からはずされ、切り捨てられるということになるじゃありませんか。この点は、局長どうでしょうか。

○川島(傳)政府委員　御承知のように、現行法によりますと、一式工事であれ職別工事であれ、五十万円以上の工事であれば登録を受けなければ営業できないことになっております。したがいましめて、おそらく現在五十万円以下の工事というのは少ないでありましょうから、ほとんどの方が五十万円以上の工事をやっておると思います。したがっていまして、当然に登録を受けて営業をやっておられるこの営業をやっておられる方につきましては、ただいまお配り申し上げました許可の基準にごさいを受けてますように、過去三年間登録または許可を受けて継続して営業した実績を有する者につきまして

は、これは必要な財産的基礎が十分あるという前提でこの許可をするというたてまえになっており前ますし、この点は、昨年廃案になりました法律案を今回政府は修正いたしました、附則に七項を加えました、従来の登録または許可を受けて営業し

ている者については、許可にあたつて特別の配慮をするという条項を加えております。したがいまして、従来平穩に營業をやつておられる方につい

てはこの際許可をするということが法律上も明らかに
なっておりますので、その点の御心配は御無
用かと思います。

○金丸委員長 静肅に願います。

○松浦(利)委員 その答弁はそれとおりでけっこう。

うですが、実情に合わない点は、またほかの委員から具体的に議論してもらいます。私は具体的な事例を知っておりませうけれども、いまここでそ

のを取り上げようとするのではないのであります。そういう登録がえをするときはどうなんですか。登録がえをするときは、財産的基礎また

は金銭的信用がなければ工事の許可基準からはずされるのではありませんか。

○川島(博)政府委員 お答えいたします。
許可の更新の場合でも全く同じ扱いでございます。

○松浦(利)委員 今度のこの法律が公布され、施行されて、三カ年間の経験を有した者は許可される、ところが、今度は再登録、再許可の場合には、財産的基礎または金銭的信用がなくても一ぺん許可をもらいさえすれば永久に許可はおきまよ、こういうふうに理解していいですか。

○川島(博)政府委員 そのとおりでございます。

○松浦(利)委員 そのとおりでございますから、続いて厚生省にお尋ねをいたしますけれども、実際にここに書いてありますように、財産的基礎または金銭的信用を有するということで、ある程度金額が許可条件の対象となっておりますが、そういう人に対してそれは企業主であるというふうな認定をして、従来の擬制適用しておる日雇い健保等からははずしてしまおうというふうなことはございせんか。

○正田説明員 先生の御質問でございますが、私もそのほうで日雇い健保につきましまして、大工、左官等の技能労働者のうちで、一人親方について擬制適用を行なっておるわけでございます。

一人親方につきまして、被保険者として取り扱うかどうかという問題につきましては、あくまで日雇い健保から見まして日雇い労働者としての実態があるかどうかということで判断しておりますので、建設業法の登録あるいは許可、これは財産的基礎とか、先生いまおっしゃいました問題がございしますが、そういうことを受けているということだけで、被保険者資格の除外をするということとは行なっておりません。

○松浦(利)委員 正田健康保険課長に重ねてお尋ねいたしますが、建設の場合ですね、事業主としての実態あるいは日雇い労働者としての実態区分というものは、どのように区分しておられるのですか。その点どうでしょうか。

○正田説明員 日雇い健康保険法の制度で擬制適用を行なっておるわけですが、あくまで

一人親方として建設業に従事している技能労働者というところで考えておりますので、その一人親方の就業の実態と申しますか、それが十分に日雇い健康保険法の本来の日雇い労働者のような就業形態がありましても、擬制適用の場合には、就業形態から見て一人親方として従事しているという場合には適用いたしております。

○松浦(利)委員 さらに健康保険課長にお尋ねをいたしますが、実はこれは私が直接従事しておる人から聞いたのですけれども、現在は登録になつておるわけですか。ところが、その登録について、申請する段階で記載内容というのがあるのです。ところが、出先の社会保険事務所のほうでその記載事項をチェックしまして、そして、あなたは擬制適用ではありません、だから、あなたは政府管掌保険に入りなさい、政府管掌保険でなければ国民健康保険に入りなさい、こういうふうなきびとする動きが出てきておるのです。具体的に県の名前を申し上げますと、島根県、山口県、香川県、青森県等がそうです。そういう問題について、いま擬制適用をなさるというところですけれども、さらに、登録ですらそういうきびしいチェックをしておきながら、今度は、許可を受けた者はある程度の政令で定められる財産的基礎、あるいはまた金銭的な信用を有する人が登録、許可をもらうわけでありまして、ますます許可の内容をチェックをして擬制適用からははずしてしまおう、こういうことになることを非常におそれるわけでありまして、そういう点がないということを明確にお答えすることができませんか。

○正田説明員 ただいまのお尋ねの点でございますが、現実にはそういう建設業の登録の中心でチェックをしているというお話でございますが、本省といたしましてはそういう指導をいたしております。ただ、現場で、いま先生おっしゃったようなケースで建設業の登録の記載事項——登録簿でございますか、そういったものの記載事項で、あるいは擬制適用についての適正化のための材料

に使っているということもあるかと思いますが、かりにあるといたしますれば、私のほうでそういうものについて、先ほど申し上げましたように擬制適用の実態があるにもかかわらず排除したのか、あるいは擬制適用の実態がないということとで排除したのか、その辺が明確でございせんが、それは調べたいと思っております。

それから二番目におっしゃいました許可につきましては、登録、許可の中心が変わるという話も聞いておりますが、擬制適用の取り扱いについては、その変更については関係がない、そういうふうなことでございまして。

○松浦(利)委員 もう一ぺん健康保険課長にお尋ねしておきますが、いまかりに政令で財産的基礎が三百万、こういうふうなきめられた場合に、あるいは四百万、五百万、こういうふうなかりに政令で定められたとした場合に、そういう財産的基礎を持っていないけれども許可条件にならぬわけですから、そういう親方はいままでどおりやはり擬制適用を受ける、こういうふうな理解してよろしゅうございせんか。

○正田説明員 擬制適用の適用につきましては、財産的基礎がどれだけあるかということについては関係がございせん。

○松浦(利)委員 それでは続いて厚生省の中野健康保険課長にお尋ねいたしますが、私は、擬制適用というものは、これは確かに前向きな形ではありますけれども、でき得るならばやはり建設労働者に対して法制化する、法制適用すべきだ、こういうふうな考えのわけでありまして、こうした建設労働者に対する健保の法制化あるいは健保法の適用という、こういったものについて前向きにお考えになる意思があるかどうか、この点をお伺いたしたいと思っております。

○中野説明員 お答え申し上げます。
実は現在行なわれております擬制適用は、日雇い健康保険法の施行当初からあるわけでありまして、けれども、実はその法律上の根拠を持っておらないという点におきまして問題が一つあるわけござい

いたします。

それからもう一つの点といたしまして、日雇い健保が、現在改正法案を社会労働委員会に付託されておるわけでありまして、財政状況が非常に悪化したしております。実は、その法制化の問題につきましては、先生の御発言のようにこれを法制化すべきであるという御要望、御意見も一方であり、また、その日雇い健保の財政状況からいまして、その存続がどうか、いかがなものかという意見も一方にはあるわけでありまして、これには経緯がございまして、昨年社会保険審議会、現国会に提出いたしておりますところの日雇い健康保険法の改正法案につきまして最終的に御答申をいただきまして、現在出しておりますところの法案が成立し、これが円滑に実施される曉においては、この擬制適用制度を将来ともに維持させていくつもりであるという趣旨の発言をいたしておるわけでございます。この擬制適用を法制化したした場合に、これは現在、各種の保険制度の適用範囲の調整が問題になりますので、あるいは御案内かとも存じますが、厚生省といたしましては、現在、すべての各種保険を通じまして、たとえば給付率のアンバランスの問題とか、財政のアンバランスの問題等を踏まえて抜本改正を考へておるところでございます。したがって、この擬制適用者についての最終的な保険料の取り扱い、法制上の取り扱いにつきましては、厚生省といたしましてはその抜本改正の一環として検討していく、こういうふうな考え方を持っておりますわけでございます。

○松浦(利)委員 続いて大蔵省にお尋ねをしたいのでありますけれども、御承知のように、職人さんたちの所得の把握というのは非常にむずかしいということは私たちもよく理解をするわけでございまして、御承知のように、今度の大蔵省の改正によりまして、百八十万円で最高を押えて、百八十万円以下の場合には一定比率を給与所

得、残部を事業所得というふうに、こういうふう
に配分、案分をしておられるわけですが、これも
これが財産的基礎を中心として許可をもらうとい
う場合に、その許可が、極端な言い方をしますと
と、許可をもらったことによつて、これは一つの
事業であるという判断から、従来のような税制の
あり方を改めて、推計課税といひますか、おまえ
のところはこれだけの資本があつて許可をもらつ
てゐるのだから、おまえのところにはこれだけの
工事量があつたはずだといふ推計課税を行なうよ
うにならないのかどうか、従来どおりの判断で対
処されるというお考えに立つておられるのかどうか、
その点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○山内説明員 たいだいま御質問になりましたのは、
国税庁におきまして出しております通達のこと
に關連してであらうと思ひます。御承知のとおり、
大工、左官等につきましては、これはたてまえと
いたしましては、請負契約に基づくものは事業所
得、それから雇用契約に基づくものは給与所得と
いうことで、区分をして所得を計算いたしまして、
その合計でもって課税するといふたてまえになつ
ております。御承知のとおり申告納税制度でござ
いますので、たてまえといたしましては、そういう
ことで個々に納税者の方が計算して申告をする
といふことであるわけでありまして、非常に
規模の小さい業者の場合には、一々それがいづれ
であるかといふことの判定が非常にむづかしいと
いう關係もございまして、たてまえお話しするよ
うに、百八十万円以下の年収額のものにつきまし
ては、一定の率でもつてこれはもちろん内容が
明瞭でないといふ前提のもとでございまして、け
れども、雇用によるものか請負によるものかの内容
の明確でないものにつきましては、百八十万円以下
のものにつきまして、その年収額の階層によつて
一定の部分を給与所得と推定をし、他の部分を事
業所得と推定をするといふことをいたしてござい
ます。この点につきましては、いまお話しした点、資
産基準がどうなるか、あるいは許可の基準がどう
なるかといふふうなことは關係なしに、事業の

実態によりまして従来とも課税をしてまいらな
つてございまして。

○松浦(利)委員 百八十万円で押えておるわけ
でありますけれども、いまちょっと調べてもらつた
んですが、年収百八十万円以下の場合、百八十万
で押えた場合にその一〇％が給与所得部分、残りが
事業所得、こういうふうな比率がなつておると思
うのです。これはここに来ておる資料ですが、そ
の場合に、給与所得が一〇％という場合に、百八
十万ですから十八万円が年収給与部分、こういう
ことになるんです。ところが、いま大工一人当た
りの手間は大体三千円、こういわれております
ね。そうすると、年間大工としては六十日しか稼
働しておらない、こういうきわめて矛盾した形が
出てくるわけなんです。この年収の給与部分と
事業部分との割り振りがちよつと科学的じゃない
と思ふのですが、その点どういふふうにお考えに
なりますか。

○山内説明員 これは先ほども申し上げましたよ
うに、事業の実態が、人に雇われて、つまり雇用
契約でやつておるのか、それとも自分が独立をい
たしまして契約の相手方と請負契約を結んでやつ
ておるのかといふことが、具体的に個々について
明瞭にならないといふ場合には、そういうふうな
扱いをしてよろしいといふ推定の規定でござい
まして、したがいまして、いまお話ししました
ように、年間を通じてある親方のもとに雇用契約
によつて雇われておるといふことが明瞭なもの
は、当然その全額を給与所得として課税すべきも
のであると思ひます。

○松浦(利)委員 さらに突つ込んでお尋ねをして
おきますが、御承知のように、大工の請負という
のは形態が非常に複雑でございまして、発注者が
全部材料を提供して手間賃だけで建てる、たとえ
ばくぎを買つてきてくれといふて施主が金をやつ
て、大工さんがくぎを買つてくるといふような全
くの手間労働だけをやるという場合も、建築の場
合非常に多いのです。その場合に、いま大工賃が
技術者不足のために非常に高額になつておりま

す。そうすると、年収がその手間賃労働によつて
実際に百八十万以上になる場合もあるのです。そ
ういふ場合は、あくまでも百八十万以上だからこ
れは事業税である、こういうふうな判断をされて
課税対象になさるのかどうか、その点をひとつお
聞かせいただきたい。

○山内説明員 再々申し上げておりますが、一人
の大工さんなら大工さんが、一年の間に、ある日
はたなを人から頼まれて、材料を買つて、その材
料を持つてたなをつりにいく。それから次の日に
はある親方のもとに雇用されて働くといふたよう
なことが継続されておられて、したがって、年
間のうちに何日という形で働いたかといふこと
が明瞭でない場合に限つて、先ほどお話ししたよ
うに、百八十万の収入金額の範囲内の人に
限つてはそういう推定の方法で課税をしてもよろ
しいといふことを税務署に対して指示しておるも
のでございまして、いまお話しした百八十万円
以上の人ににつきましては、個々にその業務の内容
を調べて、給与所得の部分については給与所得、そ
れから先ほどお話ししたように自分で材料を
買つて、それをもつて請負的に仕事をやつておる
場合は事業所得といふふうな、個別に内容を判定
した上で課税をするといふことになつております。

○松浦(利)委員 もう一つお尋ねをしておきます
が、所得といふことばから年収といふことばに指
導が国税庁通達で変わった理由は、どういふ理由
で所得といふのが年収といふふうに変つたので
すか、その点を一べん明らかにしていただかせ
んか。

○山内説明員 現在の扱いが年収額百八十万円以
下、こういうふうな規定をいたしております。通
達は、これは当初から年収額でもつて判定をいた
すような通達でございまして、所得の基準でもつて
判定をいたす通達を出してはございせん。

事業税の減税措置というものがとられておる
ですね。現に東京、京都あたりでは、事業税の減
税措置というものがとられておるのです。減税措置
の場合、大かたの場合は台風あるいはその他の災
害、こういった場合に減税措置がとられておるの
ですが、この減税措置の扱いについて、もし知つ
ておられたらお聞かせをいただきたいといふふう
に思ひます。

○山内説明員 当方ではわかりません。

○松浦(利)委員 自治省でないといふわけですね。
ね。――それじゃ、この質問はあとでけつこうで
す。

それでは、もう時間もだんだん経過をしてまい
りましたから、最後に建設大臣にお尋ねをしてお
きたいと思ひます。

この業法改正をいまずと議論を通じて見てま
いりますと、登録が許可になつたといふことで、
相当大きな業界の再編成が行なわれるし、また、
従来一人親方といわれておつた大工さんなりある
いはそうした職人さんたちの環境といふものに
も、大きな変化を与えてくるといふふうな思ふわ
けです。ところが、こうした皆さん方に対する助
成措置、こうした皆さん方に対する金融措置、こ
うしたものに付いてはきわめて明確性を欠いてお
る反面、許可制にすることによつて、従来の大企業
あるいは資本力の豊かな企業については、この許
可制によつて保護されるという結果が生まれてく
ることは事実だと思ふのです。また大臣が言われ
るように、いまいろいろと違反建築その他の問題
があり、不正行為があるといふようなことから、
ある程度業界の肅正を求めなければならぬといふ
発注者としての国民の立場というものもあると思
うのです。やはり一つの法律というものができ
上がる場合に特に警戒しなければならぬのは、
いままで自分の仕事として行なつておつた行為が
制限を受ける、あるいは一つの法律によつて切り
捨てられる、こういったものに対しては、やはり
この法律の一つの陰の面としてこの法律施行と同
時に改めていく、そういう人たを保護していく

という面も、私はある意味で強調されなければならぬと思うのです。ところが、そういうものについては非常に明確性を欠いておると思うわけでありまして、この際大臣から、どういふ扱いをしてどういふふうにするのか、こういう面について保護政策をとらうとするのか、こういう面についてひとつ明らかにしておきたいと思ひます。

○根本国務大臣 御指摘の面もございしますので、でき得るだけ一人親方が、この法改正に基づいて、よりよく企業者として伸びていく機会を与へることが必要だと思ひます。そのためには一人親方が一人親方で孤立することなく、でき得れば企業協同組合のようなものをつくるなり、あるいはまた新たに一つの会社をつくるなり、そして内容を整備して技術者も充実し、そうしてわれわれのほうで公的工事を発注できるような受け入れ体制もつくつていただく。これに対しては、地方自治体もできるだけそうした地元の業者を育成するように指導をいたしたいと思ひます。

なおまた、そういうことができれば、御承知のように、現在の段階では国民金融公庫程度が、いまの対象だと思ひますが、そうした内容ができてきますれば、中小企業金融公庫とこれらの資金関係のほうもめんどろを見てくれる。ある場合においては今度は、地方自治体等では機械貸与というふうないろいろな制度を持つておるのであります。そういうものを貸し与えて、一人親方では一人前の土木工事機械も持つていないのが通例でございしますので、そうした内容のものについては機械の貸与というふうなものもいたしまして、私は一人親方というものが永久にそのまま存在するということが必要しも幸福とは思われない。これはちょうど社会党の皆さん方が農業協同組合を別個に考えて、いわゆる協業体制あるいはいろいろの農業の営農団体をつくつていって省細農業を助成するといふような同じ意味において、私はこうした一人親方を組織化していくといふことの配慮もほしいと思ひます。現在のように、あらゆるものが技術並びに組織化されている今日で

ございしますから、私はそういう方向に指導していき、その経過において脱落することがないようにしてやるということが、私は建設行政を取扱うもの心で得たと考えている次第でございします。

○松浦利委員 この際もう一つ明確にしておきたいのですが、請負人がたまたま建設資材購入代金などを払わない、そういうことが発注者に迷惑をかけるという場合もあるということなんです。これは不良業者を特定建設業者が指定して下請にしたためにそういう例が出てくるケースが多いのです。そのことが全体の大きなうち、まじめな一人親方をしておる大工さんたちまでみんなおしからぬという、そういうことになつてしまつておるのです。正しいものが批判を受けて——実際に特定建設業者が指定した下請が悪いことをしておるものが、全部一般に波及してきておるという経過が実はあるのです。だとするならば、私は、そういう場合においては特定建設業者がその代金を払いなさいという勧告制度というものを、将来の方向として明確にすべきだと思ひますが、その点はどうですか。

○川島(博)政府委員 御指摘のような事例が間々あることは事実でございします。このために、今回の改正案あるいは現行法にもございしますけれども、たとえば一括下請の禁止という規定は現行法にもございしますし、今回は不当に安い下請代金を定めることを禁止しております。また、下請代金の支払いについても遅延しないように禁止規定を挿入いたしております。さらに、この下請の労働者に対する賃金の不払いという問題に対しましては、元請に立てかえ払いをさせるというふうな勧告制度も挿入しておるわけであります。いろいろ下請業者が第三者に損害を与えるという場合もあるわけでございします。これも実際の契約そのものは、確かに下請とそれからそういう第三者との契約に基づくものが多いわけでございしますから、また、法律上は元請に直接責任はないという場合が多いと思ひますけれども、しかし、場合によりましては元請がこの下請代金を握つたり、あるいは

は代金の支払いを遅延したというようなことのために、やむを得ず下請のお金が払えなくなつたというふうな事例もあるかと思ひます。これらの点につきましては、法律上は規定しておりませんけれども、事例に応じまして今後行政指導を強化してまいりたい、かように考えておる次第でございします。

○松浦利委員 いま局長が答弁なさつたような勧告制度を法制化するというお考えは、大臣におありになりませんか。

○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。政府原案にはそういう点は入れてございせんけれども、もし当委員会の御要望によつてそういう御修正をなさるといふことであれば、これは運用については万全を期したいといふふうに考えておる次第であります。

○松浦利委員 最後になりましたが、労働省のほうにお尋ねをいたします。

御承知のように、労災事故、特に死亡事故が最近の建築業界に非常に多いわけですが、これが複雑な雇用形態が把握できないために、労災補償の適用を受けないというケースが間々、というよりもたびたび行なわれておるわけです。こういう問題について、労働省のほうは的確な指導をいたしたいとおるものと私は理解いたします。が、こういう不明確な雇用関係にある場合の労災事故等について、補償問題について明確な指導ができるかどうか、こういう点についてお聞かせをいたしたいと思ひます。

○松尾説明員 ただいま先生御指摘のように、実態的なかなかな、それが労働者であるかあるいは事業主であるか、あるいはまた全く一般の人であるかというふうなことで、現実には労災補償の対象にする場合に業務上外の議論があるわけでありまして、これにつきましては、少ない人員でございしますが、綿密な調査をして、具体的な把握をして補償の万全を期するように努力いたしたいと思ひます。

○松浦利委員 これからますます建築工事が進む反面、そういった労災事故がふえてくると思ひますので、いま御答弁になりました以上に積極的補償の対象になるように調査をしていただきたい、こういうふうな要望を申し上げておきたいと思ひます。

それでは、あと質問者がおられますので、私の時間も来ましたが、きょうの質問を終わらせていただきます。

○金丸委員長 本会議散会後直ちに再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後二時十八分開議

○金丸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。小川新一郎君。

○小川(新)委員 建設業法に入る前に、大臣に日本の経済見通しというものをお聞きしておいて、日本の建設業界というものが、現在のわれわれの一番当面しておる物価問題にも相当影響のあることを見通しながら、私はお尋ねしたいと思ひます。

最初にお断りしておきますが、業界についてはまだ私不勉強でよくわかつておりませんし、また、この点につきましてはいろいろな面において先輩諸兄の御忠告など受けながら今日までやってまいりましたので、多々至らないところはひとつお笑いなく御答弁をいただきたい、こう思つております。

昨年九月以来の日銀の金融引き締め政策にもかかわらず、物価は依然として上昇しております。佐藤内閣は五%内外に物価を押えていくといふも言っておりますが、しかし、九月以降六・四%になるであろうということが見込まれております。こういった中で、今回問題になつておりますこの建設業法というものは多分に影響が出てくるのではないかと。中小零細企業の倒産、また金融引

き締めによるところの金のやりくりその他が、業界に大きな影響を与えてくると思うのであります。また、昭和六十年には日本の全国の都市の人口が八〇%になるといわれておる。こういう中において、いま建設省では市街化区域と市街化調整区域の線引き作業を行なっておりますし、住宅行政、建設行政、こういったものはこれから七〇年代激動の年の非常に大きな課題となつておりますが、そういうふうな金融引き締め政策、またインフレといわれているような中において、今後どのような姿勢というものを示していくのか。この点、最高責任を持つておられます建設大臣としては、どのような今後の経済見通しの中に立つてこれらの建設業界の正しい育成のあり方というものの見通しを持っておられるのか、その点についてまずお答えをいただきたいと思ひます。

○根本国務大臣 非常に大きな問題でございます。私が答弁するにいたささか大き過ぎるかもしれませんが、私自身が考えておることを申し上げます。実は本日の閣議の際においても問題になりましたのは、春閣議が従前になく非常に賃金アップでございました。昭和四十一年が一％の平均の賃上げをしたということで非常に大きな問題でしたが、きよりの労働大臣、経済企画庁長官、それに大蔵大臣等のいろいろの発言を勘案してみますと、平均すれば民間企業が一七・九％ぐらいになるのではないかと、こういわれております。そうしますと、もうはるかに生産性の向上を上回っております。これが定着してしましますと、実に一番おそれおるの中小企業、これに非常に大きなおね返りが来る。このままで行きますれば、いろいろの日本の企業が今日まで成長はしておるけれども、経理内容と申しますか、利潤率がこのような賃金アップのために相当食われてしまつていかないかという心配がございます。しかも、これがほとんど一億サラリーマン化といわれるような現状で、こういうふうな賃上げが出てきますれば、必然的にこれが有効購買力として物価を押し上げる

機能が出てくる、明年になりますれば、今度は各企業とも採算割れになるではないかという心配をしておるわけでございます。

本日の閣議のあとに引き続いて実は経済関係懇談会もございました。そのときに、現在の時点における経済の見通しの問題が出てきたが、その状況化においても、現在欧米諸国において生産性を上回る賃上げ、これに基づくところの非常な景気の後退が出てきたことは御承知のとおりでございます。現在もアメリカは、この約二カ月ばかりは生産性そのものがあはれほど上がっているはずなのに、かかわらず、景気の後退を来している。こういうような状況で、インフレ下にあるが、景気の後退を来しておるところに重大な関心を持たれてきておる状況でございます。こういうようなことを考えますれば、単なる賃金の上昇だけにこだわつておられますと、企業自身が、将来において相当の大きな打撃を受けるじやないかということが心配されるというふうに見られておるのでございます。

こういう状況下において、いま御指摘になりました建設業がどうなるかということでございます。が、これは先ほども御指摘がございましたように、全体としては日本の経済の一つの変動期にありまして、相当の工事業量が伸びると見られております。まず第一に、当委員会ではいろいろ御意見を願ひ、また今後いろいろな御協力と御助言を得たいと思つておりますところの道路特別会計も大幅に伸びております。それから鉄道も、新幹線網をつくらなければならぬという情勢にありまして、こういう状況を踏まえて、今度は治水、利水に相当思い切つて社会資本の投資もしなければこの社会の激変にこたえられない。それに都市の改造、こういうふうな公的な面におけるところの建設事業に対する投資も大幅にふえていかなければならぬ。それに住宅産業でも、相当のこれが整備をはかつていかなければならぬ。都市生活における上水道、下水道も飛躍的にやらなければならぬ。これと民間の高層化ということもどん

とん進んでいっているということで、そのために、実は建設業の将来においては相当程度の発注が予測されますけれども、今度はそれを受けて立つ業界のほうではどうかというところ、まず一番問題になっておるのは建設労働者の不足です。どうしてこれは機械化しなければならぬ。機械化とそれからいわゆる工業化を進めなければ、こうしたいろいろの要望事項が消化できないであらう、こういうふうな考えられておるのでございます。

そういう観点から、実は現在御審議いただいております建設業法の一部改正なるものも、そうした状態を踏まえて、やはりこれは責任体制を確立すると同時に、内容も充実した建設業が誕生しなければならぬことが実は消化し切れないだらう、いまのままで、しかも一面においては建設事業そのものも資本自由化が出てきますと、やはりコストの安くつく、しかもありあいにスピーディーに、しかも責任体制のとれておる海外からの建設業の進出をまざまざと――将来における日本の大きな建設業界の建設需要がじゅうりんされるのではないかと、こういう不安感もあるのでございます。

そういうような意味におきまして、実は現在の経済は高賃金でこうなつておるといふことは、これが即、実は建設業務に一番響いていきます。御承知のように、現在大工、左官等の方々の賃金は、普通のサラリーマンをはるかにこえてしまつておる。ところが、それにもかかわらず実はなり手が少ない。これがどうも現在の若い人たちの一般的な心情でございます。そういう観点からして、どうしても建設事業そのものの近代化、合理化をはかる必要がある、こういうふうな考えておるわけでございます。

○小川(新)委員 そこで、いろいろ問題が出てくるわけなんです、建設業といつても、これは大臣からお聞きしたとおり実に幅が広く、なおかつ層が非常に厚いわけですね。それを一人大工と鹿島のような何百億というような資本のある大会社と一緒なものを見方の中に七〇年代の建設行政というものを見通していくところに、この許可問

題という問題が、いろいろな面から抵抗が出てくると思うのですが、この法律というものは国民の側にも立たなければならぬ、またいま言つたような業界の側にも立たなければならぬ。ところがその業界というものは、いま言つたとおり広範囲、複雑多岐にわたつていっていることになれば、この改正法案というものはもつときめこまかく審議、論議され、なおかつ要求というものを十二分に参酌したものでなければならぬと私は思ひます。

そこで、まず大きな立場からもう一ぺんお尋ねいたしますと、新全国総合開発計画による昭和四十年から六十年の二十年間のわが国の累積建設投資額というものは、これは約二百七十から三百三十兆円と予想されております。このような巨額の建設事業というものは、現在のような賃金の上昇、また資材の上昇、物価高、コストインフレ、技能者の獲得の不足、こういうものが満たされない中で新全国総合開発計画の中における日本のプロジェクトというものは完成できるのかどうか、そういう大所高所に立つてどうしても業界にメスを入れなければならぬ。だから、小さいものの犠牲によつてどうしても新全国総合開発計画の日本の建設戦略体制というものを立てていくんだという大視点を立つてこの問題を論ずるのかどうか。そこに一部の弱小零細、一人親方というふうな方から不信感と疑念というものがわいてくる。そういう点も踏まえた上で、一体この新全国総合開発計画の達成というものができるといふこととをまず大臣にお聞きしたい。

○根本国務大臣 非常に大事な御発言でございます。先ほど申し上げましたように、今後の日本の長期展望からすれば、公共事業に対する政府の財政投資だけでもたいへんなものです。それと今度は相踏まえて民間の投資がなされていく。それが、ほとんど大部分が建設業が関係するところの業である。そういう状況からして、いま御指摘のありましたように、建設業法そのものもそれに

対応するものでなければならぬ。そうでなければ、これだけのたいへんな市場を、資本の自由化

をされた場合には、海外の資本がもう縦横にこれを利用してやっていくという結果になります。そういうことを踏まえて、それらのせつかくの日本のエネルギーを外国に吸収されるような愚かなことをすべきじゃないということも一つあると同時に、しかし、一面においては、現在相当の数のいわゆる零細企業と申しますか、その中に特に端的にいわれまして一人親方といわれる人々を、このまま、現状のままにして保存するということは困難でございます。そこで、これらの人々が、こうした未来に非常に大きな市場がある、そこにいつばな近代的な建設業者として生き得る道をつくつてやるのが、私は政治行政の任務であると思うのです。ところが、ややもすればこの現状だけにこういう人が困るじゃないか、だからこのままでいいたら、結局は同情の結果これを抹殺するという結果になる、そこを配慮していただきたいと考えているのです。そのために、ここに十分なる経過措置をつくつておいて、現状における不利な条件にならないようにして、不利にならないようにしておいておただけでもこれは時勢に流されてしまいくすから、その間において企業合同なりあるいは共同体をつくつて、そして新たな近代的な建設業者に進歩していく道をつくつてやる。

○小川(新)委員 そこで、私は憲法の精神というものをお大臣にお尋ねしたいのですけれども、個人の営業の自由というものは憲法上保障された重要な国民の権利であります。

〔委員長退席、正副委員長代理着席〕
ある一定の資格というものが備わらないために、その人が行ないたいという職業選択の自由、また営業の自由というものが、よほどの公益上の要請がない限り、軽々しくこれに制限を加えるということが許されるということは、私は民主主義の逆

行であるやに感じております。しかし、これも公共優先という憲法第二十五条の精神、また私有財産権の問題で、私は土地問題において建設大臣並びに総理大臣に土地の理念について予算委員会でも十分審議をいたしました。その際、憲法第二十五条の精神というものが優先であるということとを総理大臣はおっしゃいました。そういう個人の営業の自由、職業の選択の自由、こういうものの対して許可を与える、登録から許可というワンクッションもツークッションもきびしくなつていくことに對しては私は逆行政の姿ではないかと思うのであります。しかし、建設業界の姿というものを見たときに当然許可制度を行なわなければならぬ。ただ、先ほどから私が言っているように、幅の広い、非常に厚い、十ば一から何となくも一つにひくるめてふろしきに包んでしまふものというふうな見方の中から、零細一人親方という問題がここに憲法上の問題に抵触してきて、いま全建設連等の反対の一つの柱になっておりますが、この点について大臣いかがでございますか。

○根本国務大臣 ただいままで御説明したことでも賢明な小川さんには大体おわかりだと思いますけれども、原則としてすべての人々が職業の自由を持つていて、これは当然でございます。また、やはり社会情勢の変化に伴ひまして、職業の自由というものの、一定の条件のもとに制約されていくこともまたこれ民主主義社会における当然のことだと思ひます。たとえば環境衛生等においてはかなりの制限を加えておるわけでございます。理髪屋だとかあるいはまたいまのふろ屋にしろ、もや庶民生活と切つては切れないことですからいまは制約しておるわけでございます。

〔正副委員長代理退席、委員長着席〕
ましてや現代における建設業というものは、一般国民の財産と生存と生命にすら関係する重要な業種でございます。しかも、そうしたところの健全にしてかつ良心的な業者ばかりでないということも、現在社会的事例としてたくさん出ている今日、私は、政治というものは業者を保護すると同

時に、一面において一般国民を守ることがより大きな政治的使命である、こう考えるのでございませう。その意味においてこういう立法をいたしましたのでございまして、私は現在のところ経過措置を講じつつ、しかも弾力的に運用するということまで行つておりますので、現在の段階ではいま御審議を願つておる程度の立法が、現在においては必ずしもこれは完全というものではございませんけれども、妥当なものだと思つて実は御審議を願ひ、御協力をお願いしている次第でございます。

○小川(新)委員 私、最初にお断わりしたとおり、この業界のことに對しては非常にしろろとでありまして、よくわかりませんので大きな口がきけないのでありますが、あさはかな軽い知識の中から御質問しておるものであつたらしく、こちらに飛んだりしたしまして、質問を受ける側に立つては非常にやりにくいと思ひますが、御容赦をいただきます。私はいま大臣に、私の質問の観点が大手業者と零細一人親方を区分していきばどうかというのを尋ねてあつたので、いまの登録制度が完ぺきにいい私も思つてはおりません。ただ、この一人親方制度のいま全建設連で言わんとする業界の姿勢というものは、私もこの二、三日研究してみまして、なるほどと思ひ点が多々あるのです。これは組織がない。また機構がない。資本力がない。そういう複雑な、われわれがとてつと想像できないような、これから一つずつ検討してまいりますけれども、そういう問題とさつき言つた大手業者と一緒にすることがどうかと思つて、そのところの判断を割つて考えられないのか、それについて御質問しているわけですね。

○根本国務大臣 具体的なことについては事務当局から答弁いたさせますが、実はこの法律案では、そういうことをある意味では区別して立法しているつもりでございます。

一定の条件のもとでは許可を受けない人でも建設業に従事することはできるんだということ、まず一応現状を認定しているわけですね。現状以上に不利な状態にはおとしいれないということが一つです。

それからもう一つ、現状におきましては大手業者とむしろ下請負、孫請負との関係において、零細企業の人はいかほどの程度大手業者の下請負的役割りを演じておる。これが実際上の国民生活と直結するところの事業であります。ところが、これが現在の制度では全くの行政的な監督、指導というところのゆだねられておまして、法律的な規制、制度上のこれがないのです。したがいまして、現在では親会社というか、親請負との関係は全くの民法上の契約事項にまかされておる。民法上の契約で権限を移譲し、義務を負えば、あとは一切の責任を親会社のほうは実際上負わなくてもいいというふうな形になつていくというところ自身、大きな欠点があると思ひます。これを改正することによつて、親会社そのものの責任を明らかにすると同時に、下請負したものに對する保護もしてやり、同時にまた、受注者に対する一つの保護あるいは保障をするということが必要である。それから一方、一人親方というふうな人たちは現状のまま一応これを認めますが、このままでは社会から押し流されていきますよ、だから、こういうふうな方向に行きますから、単に個人的に自分永久に一人親方ということに満足せずに、企業組合をつくるなりあるいは企業合同をして、そういう新しい社会発展に對応する業態をつくるべきである。それを助成しようということでございます。私の方では、かなり綿密に現状を認識した上、しかもこれを改善する方途をちゃんと道をあけてまして、その上に現状は現状として認めて、こういうふうな配慮をしているつもりでございます。その点では、実は私自身も全建協の、自民党としては珍しいというかほとんど例のない顧問をして、ずっと前にこれをつくらしたほうなんです。そのために、将来に對してかなりの意欲と希

望を持っておられる一人親方の意見は、私は相当実にくみ入れてやったつもりでございまして、これは私事に至るようございすけれども、それこそ私は、全建労働の皆さんの客観的な現状、さらにこれらの人々が、現在何が問題であるかについては相当理解しているつもりでございす。また足りない点が多々あると思ひますもので、委員会の皆さんの具体的な指示あるいはいろいろの御教示を受けまして、さらに一その内容を充実させていきたいと考えている次第でございす。

○小川(新)委員 大臣のたいへん御配慮のあるおことばを聞いたのですが、質問がだあっと薄く広がりますと、何を一体聞かんとしているのか、どういふ結果が出たのかということに非常に疑問を生じてまいりますので、話は中断して進み角度から行きますが、ひとつ御容赦いただきたい。

それは、この法律案が前国会、前々国会でいろいろ問題になって廃案となり、そして今回出されたわけですね。第六十三特別国会も余すところあと数日です。こういうタイムリミットの中で、いま与野党とも真剣にこの問題に取り組んでいるわけですね。大臣も御存じでありましょうけれども、理事会、理事懇談会で数回にわたり、私どもの先輩諸兄がうんちくを傾け、何が一体この業法改正案に対して問題点になっているんだらうか、何が一体ネックになっているんだらうか、こういう問題についてある程度煮詰めた四点について大臣の御見解をただして、そして、いまの問題点というものもを浮き彫りにさせながら、わが党の議員並びに野党の皆さんからさらに追及があると思ひます。また、いろいろと議論がございすでしょうが、私は、ここでけじめをつける立場から、いま言つたような理事会、理事懇談会において一たん煮詰まった問題について個条書きに読んでもまいりますから、ひとつお願いいたします。

一つ、「政府は建設業の許可の適用除外金額については、こが問題でございす。これは要するに一人親方とか、そういう小さい大工さんの方

方が一番一つの目安になるところであります。」「建設工事価格の上昇等を考慮して建築一式工事および土木一式工事については百万円、その他の工事については五十万円とする考えのようであるが、これはあくまでもわれわれは断定はいたしません。」「考えのようであるが、建設業界の実態をも考慮して許可の適用除外金額は過去の経緯にとらわれることなく建築一式工事にあつては三百万円、その他の工事にあつては百万円とすることが適当であると考えて、政府のこれに対する見解を承りたい。」「というのが、一応建設省とわれわれの議員の側とのいろいろな話の中から出されてきた。私も、これがいいとか悪いとか即断はできません。なぜ私が最初に物価問題を大臣にお尋ねしたかと申しますと、日本の現在の物価上昇率が五%、すなわち銀行利子の長期定期預金の五・五%以下に押えるという政府の姿勢が、この十年來裏切られ続けてきた。そこに、この前の改正法案のときには百万円の五十万円ということだった。物価が上がつてくる。大体一坪十万円だ、十五万円だという。まるで戦前には想像もできないような坪価格がいま一般庶民の肩に重くのしかかっています。しかし、それでは大工さんがもうかつているかという、これまたいま言つたように、諸物価が上がつて、当然の資材、労働力の高騰というところで問題になっている。そこで、この金額が本法律案の成否を左右する重大な問題であり、当委員会においても重大な関心を持っておることをつけ加え、強調したいとわれわれは結んでおりますが、これについて大臣はどのような考えを持っておられるか。

○根本国務大臣 ただいま小川さんから御発言があり、また先般来いろいろと同様趣旨の意味の御発言がありましたので、当委員会においてさように御決定になりますれば、私は、それに基づいて善処したいと考えておる次第でございす。

○小川(新)委員 われわれも反対のための反対、不毛の対決を望んでいるではありません。野党の少ない数の中で与党の皆さんの力に押し切られ

れば、これまたやむなく法律というものは通つてしまふのです。そこで、私どもは、この法律というものはどのようによ業界の方々にも、国民の側に立つても一番いい点は一体どこなのか、こういう点についてお尋ねしているのではありませんから、ただいまの大臣のおことばは、善処するということについては私どもも十二分に理解していききたいと思ひます。

第二点。「建設大臣又は都道府県知事は、下請人が賃金の支払いを遅滞したときは、特定建設業者に対して賃金相当額の立替払等を勧告すること」ができることとしているが、下請人が建設工事の施工に関して他人に損害を加えた場合においても、同様にその損害相当額の立替払等を勧告することができると規定が必要であると考えて。さらに、建設大臣又は都道府県知事は、特定建設業者が勧告に従わなかった場合に、必要があると認めるときは、――これは私はちょっと問題があるのですが、ここはこういうふうには私は考えております。勧告に従わなかった場合には、「その特定建設業者に対し営業停止等の監督処分をすることが必要であると思ふ」、これは非常にきびしくなつてきておられますね。連帯責任であります。政府のお考えをここでまずお聞きしたいわけでありま

す。

なお、以上の事項については、私どもは、こういった法律に修正を加えていくことをいま非常に強く希望を持っております。これに対して最高責任者である建設大臣はどうお考えになっておられるのございしょうか。

○根本国務大臣 下請人の賃金不払いに對しまして特定建設業者に勧告制度を設けておりますことは、特定建設業者と下請人が使用するところの労働者との間には直接の雇用関係はないのであります。労働者は、特定建設業者の直接または間接の指示を受けて作業を行なうものであり、他の事例に比較し関連が深いこと、それから労働者の救済に重点を置く必要があると考えたからでございす。また、勧告制度のみにとどめましたこ

とは、直接の雇用関係のない特定建設業者に対して、法律上責任があるものとして監督責任を規定することはいかかかと考えたからでございす。なお、御質問の、当委員会においてお示しの修正が行なわれますならば、政府としてはそれに基づいて適切な運用につとめることは当然だと考えております。

○小川(新)委員 そうしますと、その特定建設業者に対して営業停止、許可権の剝奪、こういったきびしい罰則というものを加える修正というものをわれわれ委員会のほうで作成した場合には、その適切な運用について大臣はつとめると理解してよろしいですか。

○根本国務大臣 そのとおりにいたしたいと存じます。

○小川(新)委員 三番目、中小建設業者の保護育成という問題。これは大事な問題であります。その受注の機会の確保について具体的にどのような措置をとる方針であるのか、まずお聞きしたいのであります。これは私ども、理事会においても理事懇談会においても問題になったのであります。が、いまの受注分野というものは、あらゆる角度からサンドイッチのようにはさみ込まれて、分野が非常に狭くなつてきた。大企業が中小零細企業の戦野に割り込んできた。また、下からは一人親方という方々の分野もございす。また建設業界の姿勢というものの、姿というものの、住宅産業という分野が次第に変化を伴つていくことは大臣も御存じのとおり、特にプレハブ住宅、こういった住宅なんというものは、いまから十年も十五年も前にはちよつと想像もできなかった住宅産業分野でございす。そういった中で、限られた中小企業分野の育成、またその受注の機会の確保については、はつきりしたことをきめていかなければなりません。そのために、中小建設業者の施工能力の増大をはかるために、ジョイントベンチャーを活用することは必要であると考えます。今後ジョイントベンチャーの受注機会の確保についてはどのような方針で臨まれるのか。このジョイントベン

チャール方式というのは先ほども協業とかいろいろな問題がございますが、現在のその登録制度よりも許可になったということによって、さらにその点が一步も二歩も前進し、中小企業の方たちを保護育成できる施策というものがあのかないのか、この改正法の中に、どうです。

○根本国務大臣 御指摘のように、これは中小企業、零細企業が今後健全に発展するために、まことに必要な運用上の重要な問題を指摘されたものと考えます。政府におきましては、従来も中小建設業者の受注の機会の確保につきまして、現在でも官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律を定めまして、これをできるだけ中小企業者の受注の機会をはかつてまいったのであります。今後さらに、いま御指摘の点を考慮しまして善処したいと思ひますが、今後特にひとつ発注標準を厳守いたしまして、中小工事にはみだりに大手企業者を指名しないようにしたいと思ひます。従来もその方針でありましたけれども、実は大手業者の名において下請業者が工事をごんごんとつちやいます。そういう結果が、地元の中小企業がなかなか受注を受けないという現状もあつたので、この点は、まず第一に発注標準について一つの明確なる一線を画しまして、御指摘の点にお答えしたいと思ひます。

第二は、これと関連しまして、地元の業者をできるだけ地方工事については活用するということをいたしたいと思ひます。

第三には、成績優秀な中小建設業につきましては、いまいろいろランクがございまして、大体これは二階級上位のランクの工事についても指名いたしまして、積極的に受注の機会の拡大をはかりたい、こう思つております。

第四番目は、指名にあたりましては、工事の主要部門を一括下請けさせ、あるいはみずから施工管理に任じないような業者は指名しないということとを明確に指示して、事務当局並びに下部機関に対してこのことを指導強化いたし、中小建設業者の保護育成につとめてまいりたいと思ひます。ま

た、中小建設業者の施工能力の増大をはかるために達成しましたところのジョイントベンチャーについては、その施工能力に相応する規模の工事の指名について特段の配慮をはかつてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○小川(新)委員 ただいま大臣からお答えいただきました四点につきまして、こまかく今度は局長にお尋ねしたいと思ひますが、そうしますと私の趣旨があつちへいつたりこつちへいつたりしますもので、それはちよつとこちらへおきまして、第四番目、大工さんや左官屋さんといわれております一人でやつていらつしやる一人親方といわれていの方々、こういう方々が今回の法改正によって許可を受けますと、日雇い健康保険や失業保険、労働保険等の各種の保険や所得税の關係で不利益な取り扱いを受けるのではないかと危惧が有りますが、この点について大臣の見解を伺つておきます。

○根本国務大臣 この点は、先ほど事務当局からも一応明らかにしたところでございまして、御指摘の大工、左官等の一人親方に対する日雇い健康保険、失業保険、労働者災害補償保険等の各種保険及び所得税に関する取り扱い、他の省の所管事項であります。次のように、いづれも建設業法に基づく許可を受けたことによつて不利益な取り扱いを受けないことになつておるものであります。

一つ、日雇い健康保険の取り扱い、厚生省所管でございますが、現在のところ、一人親方については日雇い健康保険法を適用してございまして、一人親方をその被保険者として取り扱つかいなかは、あくまで当人が日雇い労働者としての実態を有するか、あるいは事業主としての実態を有するかに基づいて判断してございまして、許可とかあるいは登録を受けているとかいうことによつて被保険者から除外されるというような取り扱いはいないことになつておるのでございます。

第二番目に、失業保険の取り扱い、労働省所管でございますが、失業保険における一人親方の

適用の取り扱いにつきましては、許可または登録を受けているからといって不利益な取り扱いをしないことになつております。

第三番目に、労働者災害補償保険の取り扱い、労働省所管でございますが、労働者災害補償保険法の取り扱ひ上、一人親方とは労働者を使用していないことが常態である者をいうものといひまして、常態であるかないかの判断は、一年のうち百日以上労働者を使用しているかどうかを基準として行なつていましてございまして、したがって一年間に百日以上労働者を使用しないといひ込まれる場合には被保険者として取り扱われるものであります。許可または登録の有無によつて差異があるものではないと解釈いたしてござい

ます。

第四に、所得税の取り扱い、国税庁所管でございますが、一人親方の受ける報酬に対する課税につきましては、その報酬のうち請負契約に基づくものは事業所得とし、雇用契約に基づくものは給与所得として取り扱つていのであります。しかしながら、一人親方の場合はその区分が明らかでないことがありまので、年収百八十万円以下であり、かつその区分が明らかでないときは、年収の多寡に応じて一定の比率を定めまして、年収にその比率を乗じた額を給与所得とし、その余の金額を事業所得として取り扱つて差しつかえないことになつておるのであります。なお、この取り扱いにつきましては、一人親方が許可または登録を受けているかどうかによつて差異のあるものではない、かように考えておる次第でございます。

○小川(新)委員 ただいま大臣から明快なるわれわれの考え方についての一つの目安というものをいただいたわけでありまして、これはまた後はいろいろと一つ一つについて審議や議論がなされていくと思ひますが、私はそれらのことは同様、先輩の各委員にお譲りすることといたしまして、私は私なりの観点からお尋ねいたしてまいります。

第一点、公共事業工事に積算される労働単価の

改善についてお尋ねしたい。五省協定によつて単価が定められておりますが、四十六年度からの新方式とは一体どういう方式ですか。

○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。

従来の公共事業の積算におきまして労働単価につきましては、毎年八月労働省が実施しております屋外労働者職種別賃金調査結果を利用いたしておるわけでございまして、しかしながら、この調査は労働省が各工場の現場を回つて実地調査した結果を集計しておるわけでありますが、従来、この工事現場における申告が必ずしも正確でないという点もございまして、またいろいろと欠陥もあるわけであります。

〔委員長退席、正副委員長代理着席〕

したがしまして、必ずしもこれが現場における賃金の実態を明らかにしていないというような批判もあつたわけでございまして、これについては、かねてからこれにかかわる何らかの合理的な調査方法はないものかということで、関係省五省が集まりましていろいろ相談をしておつたわけでございまして、この際、公共工事の積算単価でございまして、公共工事を実際に実施しております建設省、農林省、運輸省の三省がみずから実地調査をして、その調査結果の数字を使うべきやなからうかというところで関係省の意見が一致したわけでございます。実はこの点につきましては、昨年来この改正の機運が進みまして、できれば四十五年度実施単価から適用したいということでございまして、残念ながら準備が間に合いませんので、本年度は現地調査費を計上いたしましてしつかりした調査をする、その単価は来年度、すなわち昭和四十六年度の公共工事の積算単価から使用するというところで関係省の意向が一致をし、本年度は調査に着手することにいたしておるわけでござい

ます。

○小川(新)委員 そういたしますと、私の質問であります昭和四十六年度からの新方式というものは、まだ四十六年度からはできないということですね。——できるのですか。できますか。

そこで、きょうは警察庁の捜査二課長さんにお忙しいところ来ていただきましたから、先にお答えをいただいて、お帰りいただいでけつこうなんでしょう。

その一つは、建設業界と官公庁の役人との不正、贈賄によって摘発された事件というものは一年間どれくらいあるか、その内容はどうか、そしてそれに対して、その業者に対する事後の指導、またそれに対してどのような適切な処置をとったのかという点であります。特に埼玉県大宮市の住宅供給公社の不正事件、また大宮市の市議会が解散になったといわれておりますところの宅地開発業に伴う建設業者の介入事件、これらの事件は社会に大きな迷惑を与え、われわれの税金が不正に使われていった。まず、なぜそういう問題が発生するのか。大臣、いま私が質問いたしましたような公共工事に積算される労働単価、またはその受注の契約、これからだんだん議論が出てきますところの重層下請制度、こういったものの不備という点から、役人がその公共工事、たとえば住宅公社等の住宅を建設する際の検査の心とからそういった問題に介入してくる。業界の不正も大事ですけども、公共工事の重大な発注者側であるところの政府、地方公共団体の姿勢というもの、やはり業界の乱れた姿を生み出した一つの要因ではないか、こう私は私なりに考えております。建設大臣といまして、政府当局者といましては、こういった問題についてはどのようなようにお考えになるのかをお聞きいたしまして、岸さんのお話を聞きたいと思っております。

○根本国務大臣 これは国家並びに地方自治体を含めまして、官庁の発注者の態度それ自身が犯罪を誘発しておるとは必ずしも言えないと思っております。ただし、不心得の者がその職権を乱用して、いま御指摘になりましたいろいろの不備を土台として業者との間で不当、不正が行なわれたということがあるのだと思います。しかし、私はそれが支配的なものであるとは考えておらないのでございます。

○岸説明員 お答え申し上げます。

御質問は三点あったと承りましたが、第一の建設業界と官庁の役人の汚職事件の年間の件数というところでございます。私どものほうで大体年間検査いたしております贈賄事件は、年によって違いますが、千八百人から二千くらいの人を贈賄というところで検査いたしております。そういう数字が出ております。昨年中は、まだ確定数字は出てまいっておりませんが、いま手元にある数字で、千七百八十六人の贈賄事件というところで検査いたしております。そのうち、収賄側になります役人が大体五百五十五人、それから業者のほうは、建設業者が何人とか何業者が何人という分類した統計はとってはいませんが、その中で、正確にはちょっと申し上げられないのでございますが、その人数につきましては、事件のまとめとめがございまして、何人かが関与してくるという形で事件が出てまいるわけでございます。その事例で分けますと五百五十六くらいになるわけでございます。そのうち土木建設等の工事の關係が、六十六事例で、一番多いという結果になっております。その他各種許可認可承認とかいうようなものでございます。土木工事の内訳を若干申し上げますと、道路工事、水道工事、その他建設工事、河川工事というように順番になっております。いま申し上げましたのが昨年中の大体の概観でございます。なお、五百五十五人と申し上げましたが、これは国家公務員の場合と、それから地方公務員の場合と、それから特別法によりましてそれぞれ贈賄事件で公務員とみなされていく三種がございまして、国家公務員が百十六、地方公務員が三百六十二、公務員とみなされる者が七十七、こういう数字でございます。

それから内容でございますが、いま申し上げましたように、やはり土木建設工事の施工なり請負なり監督、検査なりというように形をめぐりまして、便宜を取り計らつてもらいたいといったものが一番多いという形をとっておりますのでございます。

それから業者に対する監督その他という御発言がございましたが、私も警察といまして世の中に警鐘を鳴らすという役目になっていかないと解いたしております。したがって、犯罪検査でもってこたえておるといように御理解いただければありがたいかと思っております。

それから最後に御指摘がございました埼玉県におきましては、最近におきまして、県の住宅供給公社の建築第一課長が団地の工事をめぐりまして工務店のほうから種々の便宜を取り計らつてもらうという意味で、ブロックベいの工事で、これは数万円するところでございしますが、供応を受けたというところで事件の摘発に乗り出しております。その後の捜査によりまして、他の業者からも、それぞれの工事關係あるいは物品の納入についてよろしく取り計らい願いたいという趣旨のもとに現金をもらつておたつたということで、なお捜査を継続している最中でありまして、昨年、お話がございました大宮市をめぐりまして、やはり道路舗装工事あるいは下水道工事、給水装置工事、土地の画整理工事、土地の払い下げ問題等をめぐりまして、役人、業者合わせて約四十名を検査した事件がございまして、以上でございます。

○小川(新)委員 世の中が太平になってまいりましてこういう問題で一年間に五百六十人、これは対前年度の比率というものの数字を見なければわかりませんが、こうやって摘発されたのは氷山の一角だと思ふのですけれども、これだけ建設業界と役人とのくされ縁、または黒い縁、よこれた取引が行なわれているということに対して、その機構、システムがどうのこうのという前に、モラルの点もあるでしょうし、またそれを監督しなければならぬと思うのでありますが、大臣、どうしたらこういう問題は減少するかと考えておりますか。

(正示委員長代理退席、委員長着席)
○根本国務大臣 これは御承知のとおり、こうすればこうなる、絶無になるということは言えない

と思ひます。しかし、少なくとも建設法の改正が成立いたしましたしそれぞれの業界で責任体制がとれる、また同時に、監督官庁も法に基づき相当綿密な条件のもとに協議をするということになりますれば、これは業者のほうにおいても質的改善がなされるし、また官庁自体も十分自衛するように指導いたしますので、成果はあがり得るものと思ひます。

○小川(新)委員 不正事件は、一面では倒産事件としてあらわれてきている。無理な受注、無理な発注工事、こういうものが犯罪に結びついたり、これが経済面においては倒産という形によってあらわれてきている。それが受注産業の特殊性たる建設業界の姿でもあります。技能労働者不足という問題も加味して非常な問題がここに出てきております。そこで、現行の建設省の等級別発注標準金額と地方の等級別発注標準金額の実情については差があると思ひますが、まずその点について局長にお尋ねしたい。

第二点は、歩掛けについて直轄工事と補助工事の格差があります。これは地方公共団体の発注単価と国の直轄工事の単価とをここで発表すれば一目瞭然ですが、きょうはその資料を持てきておりませんから、その点の格差の点についてはどう考えるか、これが第二点。

第三点は、公共工事の前払い金制度というものがあつますが、これは、現在東京都と一部の市町村では、公共事業の工事の前払い金に対しては、してない。これは特に大臣にお尋ねしたい。第三番目のこういった公共事業の工事の前払い金制度というものは、一体どう考えておりますか。なぜ東京都は行なっていないのか。それにはそれなりの理由があると思ひますが、そういうふうになりまちはどうある。こういう点について、建設大臣としてはどうのお考えになつておられますか。

○根本国務大臣 前払い金制度については、先般も私どなたかの御質問にお答えしたと思ひますが、実は十二年前、建設大臣当時私が主唱してこれは制度化したものでございます。御承知のよう

に、十二年前は金融が非常に梗塞しておりまして、いわゆる台風手形といわれるような経済、金融の逼迫時代でございます。当時、また御承知のように、建設業界も近代化ということからはほど遠い状況でございまして、当時の大手業者といえども、仕事をとった場合にまず何よりも金融に奔走してゐる。一般金融機関自身が金融の梗塞してゐる事情でありますから、たまに町の高利貸しから借りてゐるということになれば、これが非常にひどい。当時大蔵大臣は一萬田大蔵大臣でございまして、私は政治というものは、国民からいただいた税金をどう活用するかということが政治の目的であるはずだ、予算が成立してから後というものはこれを日銀が保有していても何らの意味をなさないんじゃないか、むしろ前払い金制度をやりますれば、それによって金融の道が開け、かつ安心して仕事ができる、良質な利子のわりあいに安いものを使えば、結局においてコストダウンになるから、これはやるべきだ。ところが当時の大蔵省の常識からすれば、とんでもないことだ、他のものは全部納入してから一カ月ないし二カ月してから後に支払いをするのに、前払い金制度というものはなほだいかぬということであるいろいろ抵抗がありました、当時の岸総理ともよくお話をして、この制度を実施しました。

これは最初政府の発注がおもであります。それから地方自治団体もやり、またこれに歩調を合わせまして農林省もやるといふことになったのでございまして、この制度はいわば法律に基づくとこの行為ではございせん。一応の方針として打ち出し、かつ行政指導でやっていることとでございます。したがって、東京都がやっていないということはいろいろの事情があると思ひます。その事情については私はつまびらかにして知らないものであります、もし事務当局でその状況を知っておりますれば、事務当局から答弁いたさせます。

○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。まず第一点の等級別の発注金額の問題でござい

ますが、これにつきましては、御案内のように、もともとは中央建設業審議会から建設工事の入札制度の合理化対策についての各発注機関に対する実施勧告があったわけでございまして。現行の等級別発注標準金額は、四十一年の十二月に改定になったものでございまして。これを採用することについて勧告があったわけでございまして。ただ、国とか公団等の大規模工事と、それから地方の補助工事とでは発注金額に非常な差があるわけでございまして、この標準金額につきましては、地方的特殊性その他事情によってこれによりがたい場合は、適宜発注者において変更することができるといふことにされております。したがって、たとえば建設省でございまして、A級は一億五千万円以上、以下B、C、D、Eと勧告しております区分を受けておるわけでございまして、各都道府県におきましては、A級で大体数千万円——これはいろいろあるわけでございまして、数千万円以上というものをA級として採用してゐるわけでございまして、それから二番目の歩掛かりの問題は、あとから官房のほうからお答えいたします。

三番目の前払い保証でございますが、いまはほとんど各都道府県で御採用願つておるわけでございまして、東京都は従来採用しておらないわけでございます。これは東京都の事情によることかと思ひますが、東京都におきましては前払いをしないかわりに中間払いで、これをきめこまかく分けまして、そのつど業者に支払つております。そういうことをやっておりますので、必ずしも前金で払ふ必要はない、こういう見解のようでございます。しかし、私どもは、できればこの法律を適用して前払い保証をすることが請負業者の資金繰りのためにも非常にいいわけでございまして、数次にわたつてこの採用方を勧奨してまゐつておりますが、最近東京都においては採用方について考慮してゐるようでございまして、あるいは近く他の県と同様にこの制度を採用してゐるのじゃないかというふうに考へております。

○志村政府委員 歩掛かりについての御質問でございますが、先生御承知のように、歩掛かりと申しますのは、たとえば一立米の土を掘るのに何人かかるかというようなことでございまして、中身といたしましては非常にたくさん種類のございまして、これらにつきましては、先生御指摘のようにな、地方の補助に考へる場合の歩掛かりと地建の直轄の場合の歩掛かりと若干差異があったことは事実でございますが、これらにつきましては差異のあるほうがおかしいのじゃないかということ、逐次改めております。ただ、歩掛かりにつきましては、また非常にむずかしい地域的な格差等もございまして、地建で一応やってみて、これほどの程度の差異があったかというふうなことから逐次地方に及ぼすというふうなこともなもやっております。

御指摘の点につきましては、私どもも十分戒心いたしまして今後努力いたしたいと思つておりますが、つけ加えて申しますと、単価というものは、歩掛かりに、たとえば先ほど申し上げた一立米の土を三人なら三人で掘るといふと、それに一人の労賃をかけまして、そしてものと値段が出るわけでございまして。この労賃につきましては、先ほど計画局長からも累次御説明申し上げましたように一応の基準をきめまして、その上下二五%の範囲にありまして適用するようになっています。この適用につきましても実情に即して適用するようについて指導をいたしておりますが、この点について地方におきましてはその適用がわりあひない、リジッドであるという点等もあるように承知いたしております。これらにつきましても適切な指導をしてまいりたい、かように考へておる次第でございます。

○小川(新)委員 いま私が三件お尋ねしたことに ついては、前向き姿勢で取り組むということではまだまだ私、疑問点がある。この点については後ほど私どもの委員から質問がなされると思ひ

ます。

そこで、私は質問を分けて、第二の質問にいたしましたのは一人親方の立場に立つての質問に分けましたが、いま私が行なつておる質問は、大手、中小企業の方で質問させていただいておるわけですが、そこで建設業の近代化というものに本格的な対策を講ぜねばならぬという意見が起きておりますが、その根本になるものはお金でございまして、そこで私は、この近代化のために特別の基金制度、これは建設大臣御得意の土地の開発基金制度のように、一定の金をプールいたしまして、その基金によって近代化の方向に踏み込んでいって、たうかということ、これは建設省がお考えになつてゐる問題で、建設業合理化基金、仮称でございまして、そのようにしたらどうかということが建設サイドで論ぜられております。この点についてまずお考えを承りたいて、これが第一点。

第二点は、受注者から発注者が迷惑をこうむる倒産という問題に関する保険制度、身がわりの保険制度についてはどう考へてゐるかというテーマであります。これは完成保証制度でございまして、損害保険会社や建設業保証会社による工事完成保証制度というものは一体考へられてゐるのかどうか、保険会社や保証会社建設業者の資格を与へまして、ある一定の保険金や保証金を積んでおつたその会社が倒産もしくは迷惑をこうむるときには、建設省で検討されると聞いておりますが、いま申し上げました二点についてお尋ねしたいと思ひます。

○根本国務大臣 先ほどの御質問で、前払い金制度をつくつたときに、実はこれまで建設業界の保証会社をつくるようにいたさしたのでございまして、前払い金を出して、そして今度はその仕事を受けた業者が倒産する。これは政府並びにその自治体がいへん迷惑をこうむる。政府が迷惑をこうむるということは、一般国民の税金において仕事をしていることですから、税金をむだ使ひしたことになる。これは嚴重に避けなければなら

らないということで、保証会社をつくらしてや
たのでございます。ところが最近、保証会社が
非常に保証金を取っているけれども、倒産したり
ということがあまりないために、保証金が高いと
いうことで問題になっているので、これの改善を
すべきだという意見がありますので、それは検討
しております。

その次に、いまの基金制度でございますが、
これも発想としてはまことに適当なものと私は思
います。数年間そういう立法をして、実は成
立しなかったといういきさつもございます。さら
にまた、現在の国による保険ですね。これの制度
についても考えるべきだというお話があります
が、そうした問題について事務当局が一応検討し
たこともあるようでございますので、その点につ
いてはまず事務当局から、今日までの経緯並びに
一応の構想があれば御説明いたさせます。

○川島(博)政府委員 中小建設業者の経営上の問
題に、運転資金の不足が一つ大きな問題となつて
おりますので、実は昭和四十一年に中央建設業審
議会にはかりまして、仮称でございまして、建設業
合理化基金というものを設立したらどうかという
ことで、予算要求までしたこともございますが、
残念ながら日目の目を見なかつたわけでございま
す。しかしながら、建設業の現状からいいます
と、特に建設業は受注産業でございますので、固
定資産が少ないという点から運転資金の確保が困
難でございます。御指摘のような制度を望む声も
強いので、今後とも特別のそういう機関を設立
するという問題も含めまして検討を続けてまいり
たいと考えております。

それから第二の保証制度でございますが、これ
は御案内のようにアメリカではボンド制度と申し
まして、非常に普及しているわけでございます。
日本におきましては、完成保証につきましては現
在完成保証人という人的保証制度にたよっている
わけでございますが、今後ますます建設投資が拡
大してまいりますと、従来のような人的保証では
間に合わない。また一たん事故が起こりました場

合には、そういった膨大な負担に保証人がたえら
れないという問題も生じてくるわけでございま
す。から、どうしてもアメリカと同じように、ボンド
制度によつて工事の完成履行を保証する制度が必
要になってくるのではないかと考えております。
この点につきましては、今後の問題といたしまし
て前向きで検討を続けたいと考えておる次第で
ございます。

○小川(新)委員 それでは私はこれから質問をい
たしますが、議論は小沢さんにしていただきますし
て、私はこれに対して反論はいたしません。全建
総連の建設業法の問題に対する質問に対して、議
事録にとどめておくために個別的に質問してまい
ります。それに対する意見等は、私はきょうは時
間がありませんから申し上げません。

一、まず全建総連は許可制に反対しておりま
す。「許可制の制度化は、本質的には企業の形態
を整えていない私たちの請負行為を完全に禁止す
るものです。もし、不良業者の排除が目的なら
ば、法第十一条の登録の拒否に、必要な条文を付
加すべきです。また業者の経営状況の改善が目的
ならば、法第二十七条の二の経営に関する事項の
審査を一般化し、公表することを制度化すべきで
す。」これについてのお答えをいただきます。

○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。
経営に関する事項の審査は、公共工事の普及に
あたりまして発注者に対して業者の経営に関する
情報を伝達することを目的といたしておるわけで
ございます。したがって、現在におきまして
は、この情報は発注者に対して審査結果を通知い
たしておるわけでございますが、これを一般に公
表することについては現在考えておりません。

○小川(新)委員 もう一ぺん申し上げます。
「許可制の制度化は、本質的には企業の形態を
整えていない私たちの請負行為を完全に禁止する
ものです。もし、不良業者の排除が目的ならば、
法第十一条の登録の拒否に、必要な条文を付加す
べきです。また業者の経営状況の改善が目的なら
ば、法第二十七条の二の経営に関する事項の審査

を一般化し、公表することを制度化すべきです。」

○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。
今回の業法改正による許可制の制度化は、先ほ
ど来御説明申し上げておりますように、大工、左
官等の一人親方の方々にも十分その機会を与えま
して、許可をいたすという所存でございます。
不良業者の排除を目的といたしますためには、
今回登録制度を許可制に改めまして、従来の登録
の拒否にあたり、いわゆる欠格事項でございま
すが、これを改善強化いたしまして内容を充実いた
しております。したがって、この欠格要件の
改正によりまして、この不良業者の排除は十分目
的を達することができると考えております。

それから、最後の経営に関する事項の審査、こ
れは現状では、先ほど申し上げましたように、もっ
ばらこの公共工事を発注する発注者の便宜という
ことからこの審査をやっておるわけでございま
すが、これを何らかの形で世の中の人にも知らせ
あげるといふことについては、これは検討すべき
点もございまして、今後検討させていただきます
と思います。

○小川(新)委員 第二、「職人労働者の請負行為を
建設業法上認めること」ということです。「現行法
においても、私たちの請負行為は、法第三条第一
号の場合を除き事実上禁止されています。建設業
法上特例請負行為を設け、私たちの請負行為を認
めるよう必要な改正を行なうて下さい」という
質問、これはどうでございましょうか。

○川島(博)政府委員 要望の趣旨が必ずしもはっ
きりいたしません。現行法におきましては登録
を受けることが十分可能でございますし、許可制
になりましては、許可の要件に従来の登録業者に
つきましては許可するという扱いにすることは、
先ほど来述べたお通りでございます。したが
りまして、建設業法上の職人労働者これは一人
親方ということであらうと思ひますが、この方々
のために特別の規定を設けることは必要ない。現
行法で、あるいは改正法上で十分の登録または
許可をいたすことにいたしておりますので、その

必要はないと考えます。

○小川(新)委員 第三点、「下請業者に対する地位
向上を目的とした条文を付加すること。」という
ことです。「下請業者に対する契約の平等対等の原
則、見積有効期間(見積提出後二週間内に契約し
なかつた場合、期間経過後の契約に対しては見積
の修正を認める措置)の設定、請負業自身の不当
ダンピングの防止、下請代金の支払遅延の防止
(下請業者に係る工事の完了後、検収の有無を問
わす六十日以内に支払う原則)、労務資金の通貸払
いの原則、約束手形支払の制限などを法制化」し
てくださうという意見です。

○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。
今回の改正は、下請業者の保護育成とその地位
の向上をはかることを主たる目的の一つとしたも
のでございまして、元請業者と下請業者の間にお
ける契約の平等対等の原則は、従来から法律の十
八条に定められているところでございます。
次に、下請人が適正に見積もりをすることがで
きるために、第二十条の見積もり期間が設定され
ておりますが、特に設問にございましては、見積
もり有効期間を定める必要はないと考えておりま
す。

また、下請代金の支払い遅延の防止につきま
しては、建設工事の特殊性並びに業界の取引慣行を
考慮いたしまして、工事完成の通知後二十日以内
に検査をしなければならぬことといたしまして
、さらに特定建設業者については、請負人の検
査申し出の日から五十日以内に下請代金を支払わ
なければならぬことといたしておるわけでござ
います。

約束手形の支払いの制限につきましても、特定
建設業者は、支払い期日までに一般の金融機関に
よつて割引を受けることが困難である手形を交付
してはいけないうことといたしまして、下請
業者の保護をはかつておるわけでございます。

○小川(新)委員 第四点、「労働者保護規定を設け
ること。」という事です。「建設大臣又は都道府県
知事の監督権の中に、労働関係法規、社会保険関

係法規等に違反した業者に対する処分を加えること。賃金不払等における元請の立替払いの原則を法規化する。これは先ほど私のほうの委員会の理事会、理事懇談会の中にもこの問題はありましたが、局長のお答えをいただきたいと思ひます。

○川島(博)政府委員 今回の改正案におきましては、労働関係の法規等に違反した業者に対ししては、従来でも監督処分ができることはできたわけですが、従来は労働法規に違反した建設業者につきましても、罰金以上の刑に付されなければ処分ができなかったわけですが、今回その点を修正いたしまして、その業務に關し法令に違反があれば、刑罰を受けなくても、建設業者として不適当であると認めるときには所要の監督処分ができるように改正をいたしましたわけでございます。

○小川(新)委員 五番、六番は一緒に読みます。「工事の施行に當つての注文者、設計者、工事監督者および施工者のそれぞれの責任分限を明らかにし、法制化すること。」六番、これは最近の事例でございますが、「建築業者の規制を業法上明確にし、建設業法の適用を受けるように」してくだされい。

この二つの質問であります。

○川島(博)政府委員 五の注文者、設計者、工事監督者、施工者のそれぞれの関係でございますが、基本的には、これらのものの関係は民法上の契約によつてきまるわけでございます。しかしながら、一番問題になりますのは、継続的大量の工事を発注する注文者と、それを受けて工事を施工する業者との関係でございます。この両者の関係につきましても、従来ややとすると、いわゆる契約の片務性と称しまして、無理な契約内容を施工業者に押しつけるというきらいがございました。この点に關しましては、現行法でも相当契約内容を明らかにする規定がございますが、今回はその契約上定めるべき主要な内容につきまして、これを拡充整備いたしまして、当然に注文者と施工者が、契約の初めの段階からはっきりとした形で

約束を取りかわすということにいたしましたわけでございます。しかも、その契約書は必ず書面でありとりをいたしまして、記名捺印をすることになつております。したがって、今後はこの両者の責任分担はそれぞれ明らかにすることにしたわけでございます。

六番に、建て売り業者の規制を業法上明確にし、業法の適用を受けるようにすることでございます。建て売り業者にもいろいろございます。これは建設業者である場合もあり、また宅建業者、いわゆる不動産業者である場合もあるわけでございます。いずれにいたしましても、最近建て売り業者に關しましてはいろいろと社会的な問題が起つてまいつております。したがって、たとえば前払い式割賦販売をいたしております建て売り業者、これについてもいろいろと問題が出ておりますので、これにつきましても現在立法作業を進めて、もう今国会には間に合いませんけれども、来国会にはぜひ出したいと考えておりますが、それにあわせて、現行の宅地建物取引業法の不備な点につきましても検討を加え、必要な点については改正をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○小川(新)委員 たいへん貴重な時間をいただいで局長に御答弁をいただいたわけでありませう。そのお答えに對しての議論は本日私いたしました。まきようはお聞きしただけでとどめておきます。また、わが党の委員がそれに対していろいろとお考えがあると思ひます。

ジョイントベンチャー、これは大臣ちよつとお尋ねしたいのですが、共同企業体、ジョイントベンチャーを法制化すべしという意見があります。が、この法制化に踏み切れない理由というものは一体何ですか。

○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。ジョイントベンチャー制度は元来アメリカにおいてでき上がったものでございますが、アメリカのジョイントベンチャーは、各個の企業が集まつて結成することは日本と同じでございますが、全

構成員が全く別個の新組織を設立いたしました。各構成員はそれぞれ従業員なり機械なり資産等を提供するのでございます。そして、各州にパートナーシップ、つまり組合の登記をすることによつて法人格を取得するというのが一般的な形態でございます。日本におけるジョイントベンチャーは昭和二十六年から採用されましたが、当時は日本にはパートナーシップという法律概念がございせんのでした。やむを得ず民法の共同経営の方式によりまして、数人の建設業者が建設工事を共同して請け負ひ、その履行については発注者に対して連帯して責任を負うという、民法の共同請負の法律概念を導入して今日に至つておるわけでございます。

しかし、その後わが国の法制も、中小企業法の育成強化のために、たとえば中小企業等協同組合法、これに基づく事業協同組合なりあるいは企業組合、最近におきましては中小企業団体の組織に關する法律による協業組合という新しいアメリカのパートナーシップによる法律制度ができたわけでございます。したがって、このジョイントベンチャーを法律上一つの独立した人格と認めるといふことになりました。それはとりもなおさず協同組合法による企業組合あるいは団体法による協業組合、それを法律の中で何らかの形で活用するといふ方策は立法化できるわけでございます。すけれども、現在の責任体制のつきりしない共同請負制度そのものをこの法律で一つの人格として特別の地位を与えるといふことは、法律的には私は不可能ではないかといふふうに考へております。

○小川(新)委員 たいへん時間も超過いたしましたので、最後に私の考えをひとつ述べながら終わらせていただきます。

その一つは、このような前向き姿勢というものがいろいろと議論を生み出してあります。これはそれなりに、戦国時代を迎えたこれからの日本の建設という大きな日本の宿命を裏づけられたものと私は思つております。当然不良業者の排除というものは、通報制度の問題やまだ多く考えなければならぬ問題もあります。私は、建設業者の味

方だけではなくして、国民の側に立つても一言言いたい。それは、サラリーマンがわずかな貴重なお金をため抜いて一生にべんというような事業をした、そのときに、そつくりそのまゝ悪徳業者に、公平に見てそれが不正の対象になつて家が建たなかったという事例も私知つております。そういう国民の側に立つた投書や陳情も来ております。また、零細な一人親方の方々の一生懸命がんばつてゐる姿も知つております。こういう両面相極端な日本のいまの建設業界というものがいま大きな転換期に立つてゐるということは、建設大臣の先ほどのお話を聞いて私もよく理解いたしました。今回この業法を契機にいたしまして、建設業界といふものをいさかかなりとも勉強し得たといふことは私にとつても非常なプラスであります。

が、願わくは、国民がほんとにいさか建設の姿といふものを期待し得るような姿勢の中からはあつてはならないといふことを大臣に私は訴へたい。この点については、賢明な建設大臣のことでありますので、多くの反対される意見、民主主義の最も大事な言論の自由であるこの反対される意見といふものをどうか十二分に尊重、そんたくされて、わが委員会が昼夜を繼いでこの会期末に對してどなたと大騒ぎして通すのではない——このことは私が尊敬しております委員長がいつも心配してございまして、私は委員長長の心といふものも十二分に野党に審議させることはもちろん、こういう点を大臣もひとつお考えになつた上で、私どもも協力してまいりますので、よりよい法案になるようお願いし、また希望いたします。また後日こまかい議論については他の委員からお話があると思ひますし、わが党の委員もこれに對してはいま勉強しておりますのでする予定になつておりますが、私のほんとうに不勉強な恥ずかしい質問ではございましたが、明快なる御答弁

こまかいにかかわらず、大きな業者も小さい業者に至るまで、悪い業者に対しては仮借なく制裁を

ました。そういうことから見ても、ほぼ十倍以上になっております、諸物価の高騰というものは。

る場合に、それは一定の時期を見て、また見直し
されなければならないと思う。しかし同時に、私

るのですが、いかがですか。

○川島博政府委員 たいへんむずかしい問題でございませう。将来、日本の建設業は、日本の経済、社会の発展とともにますます近代化し、大規模化するのだらうと思ひます。しかしながら、その反面におきまして、やはりローカルな棟梁さんあるいは町場における修繕業者、こういうものの需要も、いかに時代は変わりましても必ずあるわけでごさいますから、これが将来なくなつてしまつていくことは考えられないわけでごさいます。しかしながら考へてみますと、現在でも建設業界のみならず、各業界におきまして非常な人手不足に悩んでおるわけでごさいます。建設業界におきましても、全総計画によりまして、労働力は今後年間九〇程度増大させなければならぬという見通しでございませうけれども、現実の人手は、おそらく年率三〇増くらいの人数しか確保できないであらう、残りの六〇はいわゆる労働生産性の向上によつて吸収せざるを得ないというのが実情でございませう。そうなりますと、今後はそういう大中小、零細を通じまして、いかに労働生産性を拡充し、社会の需要にこたへるかということが大問題であると思ひます。で、先生の御指摘の将来の姿、これを現在から予測し、これをとらえることはなかなか困難でございませうけれども、私どもは、やはり中小あるいは零細の業界におきましても、そういう人手不足を補うためには、何といつても省力化工夫を進めざるを得ない。そのためには、やはり個人個人の力ではどうにもならないので、やはり協同化、協業化、できれば数人の業者が一緒にたつて仕事をするという方向でいかざるを得ないだらうと思ひます。

特に将来、私が一つ非常に心配しておりますのは、台所がちよつとこわれたとかつまらない修繕仕事、これに対する労働者というものが一体残つてくれるだらうかという問題がございませう。これは事柄はこまかいようでごさいますけれども、いわゆる家庭生活を円滑に進めるためには非常に困つた事態になる。こういうたいわゆる修繕業者あるいは極端な零細業者、こういう者を合理的

な形で温存するためには、はたして現在の建設業法という体系の中に一括して規定をしておくというだけで十分であるかどうか、これは多分私は問題であると思ひます。あるいは数年後あるいは十数年後には、別個に手当てをしなればならぬ時期が参るのじゃないかというふうな考へております。ただいま確実な、的確な予測は困難でございませうけれども、何かそういう気持ちがいっている次第でございませう。

○吉田(之)委員 私も全く同感でありまして、非常に細かいものと小さいものと、名前は一緒でも、それを一つの法律の中で処理していこうとするのは、どだい無理であります。この間も団地サビスの問題で申し上げましたが、非常に急いでやらなければならぬところがある仕事、しかもそれは住民にとつてはけつこう大事な仕事であります。そういうこまやかな手当て、社会的手当です。それを担当する業界というものは、これは当然一つに区別されて、そして十分に保護育成されなければならぬ。私はそういう意味で今度のこの法律改正、その趣旨は非常に多岐にわたるのでありますけれども、同時に、そろそろ、いま局長がおっしゃられたとおり、大きなものとそれから非常にこまやかなもの、しかし、それがきつめて重要な、国民生活に非常に関係の深いという業界、それを二本立ての法律に将来改めていく作業というものは、少なくともそれに対する検討というものを、この法案制定後直ちに準備されていいのではないかと、いふうな気がするわけでごさいます。同時に、先ほどの質問にも出ましたけれども、協同化、協業化の問題です。これはすでに民間で現に始まつております。確かな組織こそとつておりませうけれども、どうもこのままではどうにもならないというのでみんなが何とか会をつくつたりして、法の保護を受けたいままにあらゆる努力をいたしております。たとえば関西のほうでは、私の知つておりますある会社に入社をして、いる数多くの零細業者、これはもちろん登録をとつておりますけれども、しかし、一人一人では

とても大きな仕事ももらえない、けつこうしかし、台風なんか吹いたりすれば、一番先に走り出していかなければならぬのはわれわれだ。うまみがなくて、しかも必要となるときにだけ使われる業界、こういう人たちの不満というものは非常に大ききものであります。そこで随時何か組織をつくつて、そして会社のあるいは資材部と話し合つたり、あるいは工務部と話し合つたりしておるわけでごさいます。これに対しては、まだ具体的に建設省としては大企業に対するその手引き、指導あるいは助言、勧告、そうしたいいろいろな導き方をしておられないように思ふわけですが、私はまず、法律ができればそれができないというふうなことは、やはりその考え方が古過ぎるのであります。そろそろそういうジョイントベンチャーなことを法律できちんと整理し、保護していくために、一つの試みとしてどこかの個所を選び、会社を選んでこういう協業化のさせ方があるのではな

いか、また、そういう協業した組織に対しては、このワクだけは必ず仕事を与えてやるべきではないか、まず建設省みずからがそういうことをやってみてはどうかというふうな思ふわけなんです。そういう具体的な手の染め方というものは、いまだかつて全然なされてないのか。もしそうだとすれば、この法改正と同時にそのことを始めようとなさいますかどうか、大臣からひとつ……。○根本国務大臣 先ほど局長から説明された中に、私は吉田さんの考へに非常に共感を覚えるものでございませう。本来ならば、この業法をつくるに、いわゆる一人親方というものをみんなが違つた意味で非常に重視しておつた。現状のままにおいて、しかも大きな企業の中に伍してどうぞん受注できるようにせよということが主体でございませう。ところが現実にはそれとみると、実質上は不可能なことなんです。けれども、やはり、むしろ何ゆゑに大工、左官の方々の賃金は他の賃上げなんかと比べものにならないようにぐつとのはつていつているかということが、その需要が多いにもかかわらず、それになる後継者が

いないということなんです。だから、ある意味においては、現在は一人親方が一つの事業を、三百万なり四百万円の仕事をとつてやることが、ほんとうの経済的利益かどうかということも判断すべきなんです。ただ、やはり一つの政治的な運動となりませう。いかにもこれらが冷遇されて、そしてシャットアウトされたような印象を受けて、全建労あたりのあはれううな動きになるので、そこが現実には、ほんとうに一人親方の現実的な人は、もしほんとうに大きく伸びようとする場合には、ちゃんと彼ら自身で企業体をつくつたり、あるいは企業組合をつくつてやつていませう。そんなこととするよりもむしろ小じんまりと、もう毎日のように、かつての、昔はよく地主とかあるいはある素封家に常雇いみたいになりめられておつて、生活の安定もちゃんとしておる人があるのです。むしろそれを望んでおる向きもあるの

です。私はそういうふうな意味において、いまの一人親方という名前にとらわれ過ぎて、あはれはつきりいへば専門職人です。専門職人としていつても事業主の要請で、都市では仕事は無限にあると、言つてもいいと思ふのです。そういう人たちが、そういう職種をもつ専門的にこれらの同業組合をつくつて、もつとその状況をよくするというのが本来あつていいと思ふのです。ところが、そういうことよりも、すぐに現状のままにおいて五百万円仕事をさせろ、あるいは一千万円でやらしておるといふふうなことが、はたして彼らが現実を踏まえてどうかというところは、慎重に考へるべきだと思ふのです。ただそういうことを言うとは、これは結局大きな業者のほうに進出の道をふさいだといふふうな一つの偏見を持つて見られると思ひますから、われわれとしてはそれに手を触れておりませう。しかし、現実の問題は、むしろ一人親方というよりも専門職人として社会が要求されるにどう対応するか、これを法律上、行政上どう保護すべきかということに新生面を開くということが、むしろ社会的にそうした業者の人にも必要じゃないかと実は考へておる次第で

す。その意味におきまして、この点は、現在これを出しますと非常な誤解を受けまゐるので、われわれはひそかにこれを検討しておるのでございませうが、ただいま吉田さんからそういう提言がなされたことは、私は非常なびっくりな見識だと思つて、十分にこれを検討してまいりたいと思ひます。なお、その際にそうしたものをどういうふうにして助成していくかということについては、まだ実は具体的案は私聞いておりません。しかし、これは社会的要請が今後ますます強くなつてくる、またある意味においては、先ほど局長から御説明した中で、住宅産業が、特に個人住宅が相当は大量生産されて、組み立て式のものにならざるを得なくなつてくると思ひます。そうした場合における組み立て産業を、工業生産したメーカ―それ自身がやるということとはなかなかむづかしいと思ひます。これはビルディングのようになつた場合は別ですけれども、そうした場合に、むしろいまのような一人親方みたいな人たちの組み立て工事というところが相当出てくると私は思ひます。

実は、先般プレハブ関係のメーカ―の大手筋が私にいろいろの問題で陳情に來た場合に、そうした問題が一つ提起されております。われわれは工業生産する、大きな団地をつくることはできるけれども、アフターケアを全部やるということになると非常な人的要素が必要になつてくる。そうした場合に組み立てやアフターケアを、台所のどこがどうなつたとか、どこの部品がどうなつたということを請け負ってくれる者が出てくるともつとコストダウンができる。そのときに私は、いまの一人親方という方々を、都市においてはそうした方面に組織的にあつてやらなければならぬといふくらいに考えた次第でございまして、この点はまだほんの思ひつきにすぎませんので、十分に事務当局をしてそういう問題を検討させまして、いままでも御指摘になつたほかに、いま吉田さんから御指摘なされた新しい面における一人親方というか、専門職人、建設職人の新たな社会的任務と、そのために必要な制度上の問題

を検討してまいりたいと思ひ次第でございませう。○吉田(三)委員 現状に対する大臣の分析や認識、たいへん正しいと思ひます。ただ、いまおっしゃつたようないわゆる一人親方に対してどうするかという考え方を出すといふ問題が出るだらうから、誤解が出るだらうからといふので、いままでも押えてきた。問題は、押えてきたから誤解が出てくるのです。それでどういふ法案を出してやるものだから、いよいよおれらを締め出すのか、こういう心配で運動が展開された。私は、この法律に就いてすぐにその作業を開始するべきだと思ひます。問題は、先ほど申しましたように、いかに社会が変わつても変わらない旧來からの伝統の面を引き継ぐ、そういう建設業者、建築業者といひますか、たとえば宮大工なんかさうです。また、ひなびた地域における普通の家屋の修繕、建てかへは、その宮大工と非常に似たような特殊なものなんです。これは大企業がやれといつてもやれるものではないと思ひます。かといつて、そういうものがなくなる社会ではないはずで、さういふものをどう守つていくか、さういふ担当者どう守つていくか、同時に、変貌する社会、大きな団地ができる、マンションができる、さういふアフターケアをやつてくれる大事な職種の人たちは近代的にどう組織化して守つていくか、これは私は問題を置かずに直ちに検討を進めていただかなければならぬと思ひます。そこで、その人たちのためには特別の金庫をつくつてやるとか、あるいは特別の需要を必ず確保してやるとか、あるいは大会社との結びつきをどのように指導してやるかといふふうなことを、即刻検討を急いでいたいただきたいというのが私の大きなお願いであります。

その次にいま一つの問題としては、今度の改正によりまして、賃金の不払いがあつた場合、下請においてそれがあつた場合には元請で責任をとつてもらうおなじやないか。とりわけ特定建設業者に對しては、大臣や知事が勧告して、ぜひそのあと始末は責任を持ってもらう。しかし同時に、先ほども質問、そして大臣のお答えの中にありま

たように、その下請業者がいわゆる地域の建設業とは全然かわりがない建設業者に対して迷惑をかけた場合のあと始末に對しても、多少元請のほうで持つてもらふおなじやないか、さういふわれわれの主張であります。大臣はそれに沿うように運用する、さうおっしゃつてゐるわけではございませう。これは民法上は非常にむづかしいデリケートな問題であることは、われわれも承知いたしております。特にさういふ責任を負わせる場合、そして大企業がその損害をかぶらないように、私から努力していく場合を考えましたならば、私は当然下請や孫請の場合に、いままでもつと強烈な系列化が起つてこやしないかといふ気がするわけでありませう。一方、今度の法律ではさういふ不当な請負代金をきめたり、あるいは不当な使用資材等の購入の強制は禁止する。これは発注者の場合でございませうが、注文者の場合にさういふ規制をいたさうとしております。ところが、同じようなことが元請者にも指導されなければならぬ。しかも一面、いま申しましたような責任は負わされなければならぬ。この辺、相矛盾してゐる問題であります。それをどのように適切に指導していかうとなさるかといふ点をお伺ひいたしませう。

○根本國務大臣 ただいま吉田さんから言われたとおりでございまして、世の中の事態といふものは、論理的な正確を期せば期すほど、論理としては鋭くなります。しかし、現実にはこれが非常に實際から遊離してゐる。これが世の中の事象なんです。ですから、法律でも、万全を期した場合には守り切れないものになつてくるものなんです。私は先般、これはたしかここでなくて参議院だったと思ひますが、さういふ議論の場合に、法の欠陥がどうかとか、これに對する保護ができないといふことをずっと追及してそれを鋭く言われた場合に、結果は逆になりますよといふことを実には私はお答えしたことがあるのです。それは、たとへばこれとは直接関係ないけれども、アメリカのビューリタンが御承知のように禁酒法をつくり

ました。禁酒法は人間尊重であり、人間の健康上からも、モラルからしてもいいといふことでやつた結果はどうなつたかといふと、たいへんなアルコールの密造を激発し、暴力団が横行し、禁酒法のアメリカで一番アル中患者をつくつちやつたんですね。そして、ついにこれを廃止せざるを得なくなつた。同じなんです。

したがうして、いま御指摘のように下請並びに他のほうを保護するといふ名のもとにがんにがらめの責任を元請者に負わせますれば、元請は、そこまできくならこれは下請に出さない、自分の直轄部隊をつくつてやらせるか、あるいは特定したところの系列下請業者をつくつて、これを移動させて歩くといふことになつてしまひます。その結果は、地元の大企業の下請としていままでも随時仕事をもらつてゐたのがもたえなくなつてしまひます。だから、これはあまり厳密にやつていけません。さういふ結果が出てくるのだ。その意味で、法律でがんにがらめにするよりも、行政指導あるいは政令の運用等において、ある程度は現段階ではしかるべきでないかとすら考へておる次第でございまして、さういふ点で、やはり立法府である国会が単に論理的な精密さを追及した結果、逆のことになるといふことは、おそらく一般国民から何万票、十何万票ともらつてきた諸先生であるから、そこに私は単なる法律学者とかあるいは立法技術者以外に、政治が立法の最高の權威として認められてゐるゆゑがあると思ひます。さういふ意味において、論理的な討論からすれば若干手ぬかりのようであつても、それには私は政治の英知といふものが含まれてゐるんじゃないかと思ひ次第でございませう。その意味において、今回の業法については、ある観点からすればなまぬい、ある観点からすれば少し冷酷だといわれるが、さういふことはいづれの国の立法においてもあり得ることであつて、これを総合判断してどう生かしていくかといふことであります。法律は若干さういふような欠陥があつても、今後はその欠点といふかあるいはまた足らざるところは運用で

ております。

〔大村委員長代理退席、委員長着席〕

この建設業者の中には、土木一式業者、あるいは建築一式業者、あるいは大工とか、左官とか、土工とか、れんがとか、鉄骨というふうなそれぞれ専門分野に分かれておりまして、それぞれの分野ごとのいまのような分布もあるわけでございしますが、一般的に申しまして、一式業者の占める比率はいま申しましたトータルと大体似たような傾向にございします。若干一式業関係の方が中小業者の数が多というふうな傾向が出ております。また専門業者でございしますけれども、観光事業とかあるいは電気工事業というふうなところは兼業としてそういった事業をやっておるという業者が多い関係もございまして、若干資本金の多いものの数が多いというふうな傾向が出ておるわけでございします。

〔委員長退席、天野（光）委員長代理着席〕

次に、資本金階層別分布に就きます工事量の分布状況でございますけれども、これは建設工事施工統計によって見ますと、これは実は公共工事と民間工事を含めました工事量の集計でございしますが、これによって見ますと、資本金百万円未満の業者の工事量、これは元請による工事量でございしますが、この元請による工事量をパーセンテージで申し上げますと、資本金百万円未満のものが二・七％、資本金百万円から二百万円未満のものが三・三％、資本金二百万円から五百万円までが一・八％、資本金五百万円から一千万円までが八・三％、資本金一千万円から五千万円未満が一八・八％、資本金五千万円以上一億円未満が四・一％、資本金一億円以上が四・八％、こういう統計が出ておるわけでございします。

○ト部委員 着工別の建築については……。いわゆる構造別の着工、たとえば非木造、木造、鉄筋、鉄骨、この分野について。

〔天野委員長代理退席、委員長着席〕
○横垣説明員 ただいま資料が手元にございませう。後ほど調査いたしますけれども、数字が出る

ようでございましたら、お手元にお届け申し上げることにいたします。

○ト部委員 いま構造別の着工建築単価の問題については資料が出ないということ、大臣はお耳にすることができなかったと思います。だけれども、いまの御説明の中で大臣もふと気づかれた点があるかと思ひます。それは資本金一億以上という会社はわずかに八百五十七社と、こうなっている。ところが今度は、工事をやる率ということになりますと、何と四八％、わずかに一％に足らないような建築業者が五〇％ものいわゆる建設事業をやっておるというこの状態であります。ここには派生的に、構造別着工のそれを示していただければわかりますが、一九六〇年の時点におきましては、非木造の場合がこれが、私のほうから教えるというふうなことになるが、ちょっと言わせていただきたいと思います。木造が三百八十一万平方メートルという状態にあったものが、今時点におきましてはぐっと木造のほう下がりまして、これの半分に満たないという数字なのです。それと同時に、鉄骨並びに鉄筋、これを含めておる非木造建築というものが異常に上昇を示している。こういう現状にあるわけであります。そこで、先ほど申されたこの統計をながめてみますと、一番パーセンテージが少いと言われているところの人々と、さらに元請といわれているところの五百万から千万の中小企業ですね。まあ各地方にありましたならば一流でございまして、うが、東京あたりに出してみれば二流、三流というところ、こういうところのものがいまたいへん苦しい立場に追いやられておる。と同時に、いまの一人親方という人々もこれはたいへん苦しい目に追いやられておるということが、この計数の中ではっきりしておると思うのです。上のほうでは――先ほど来根本大臣は、あんまり法律を云々すると、理詰めにやると、きびしさが増した中で、かえって逆現象を起こすのではないかと、いうようなことをおっしゃられましたけれども、そんな

心配はない。もう大企業なんかは、あそこの第一議員会館でもそうでしょう。さらに各会館なんかをつくるのにも、二億のリベートをもらっている。そして下請にまかしている。まあ私はその会社の名前には言いませんよ。そういうふうなまかしておる以上は、この人たちは何ら痛くもかゆくもない。ただ、ほんとうに困っているのはそうした下請業者とでもいいますか、そういう人たちが困っている。ところが、先ほど吉田委員のほうからお話しになったように、そうはいないが、どうやらお話しになったように、木造建築といふものの重要性が、やはり地方に行くとこれがまだたくさんあるのです。そういう連中がまた今度は、困っているけれども、この数というものは総体的にあまり減らないのです。減らないとすると、下からぐんぐん突き上げられ、上からも押えられるという中で、そういう二流、三流の元請業者といふものは何をねらっているかといえ、やはり系列化です。そういう一人親方を自分の企業に入れていきたいというのが彼らのねらいだと思ふのです。そのことは別問題といたしまして、そうした問題の中で、いま出されておる問題は、やはり各委員から指摘をされたいわゆる許可制の問題になる、こう思うわけであります。許可制の問題は、もう皆さん方からのおっしゃられましたから、私はその点強調することを避けたいと思ひますが、ただ大臣の答弁の中でやはり気になることがあります。そのことばはいわゆる意見を尊重し、善処をいたします、こういうことではないか。しかし、将来この物価高云々があることについて、それがスライドされるもの云々ではありませぬ。こういう答弁のしかたであります。しかしながら、この適用除外の問題については、この委員会においてはそれはもう確認をされたものだ、いわゆる確認をしてもよろしいという答弁をしていただかないと、やはり善処するということでは何かばやとしてしまひますから、その点はひとつ明確にしたい。その

ういう点です。前段大臣からそのことばをいいて、漸次進めてまいりたいと思ひます。

○根本国務大臣 御指摘のように、私は、スライド制をそのままの運営にあたってやるということには言えないが、しかし本委員会、国会のほとんどと野党一致の意見として修正されるということになれば、それは当然それに従つてわれわれは善処をするということでありませぬ。ただ、いまはそこまではつきり、これは理事懇談会でこういう話があるというだけの段階でありまして、しかも先ほど来これに関連して出てきた問題は、スライド制が一例として出てきたものだから、それまでも私が認めたということになります。これは非常に重大な問題になりますので、念のために先ほど申し上げた次第でございします。したがって、いま御指摘になりました点は、全会一致でこれが御決定になりますればそれに従ひます。

○ト部委員 いま大臣のおことばの中で、それは理事懇談会ぐらいに出たものであるということ、ございしたけれども、いますでにこうして、各委員の討論がここに集中しておるわけでありますから、だからその時点ではこれを確認をして、物価云々という問題については、それは当然言いたいこともありますが、しかし、それは一応切り離して確認をしていただきたい。その点はひとつ委員長よろしくございします。

次に、各委員の中から指摘をされておりますが、同時に調査室のほうから出ておりますように、国民総生産高、まあ額でございしますが、三十五年には十六兆云々ということになっておりますが、ところがことしになりますと、四十五年では七十二兆というふうなことになる。それと飛躍的に、建設業者の投資額につきましても二兆五千億から十四兆へとぐっとのぼっていくわけですね。それに並行して、根本建設大臣が何としても物価を押さえるのだ、押さえるのだと言つても、佐藤総理はやはり言っているのです。国民総生産高が上がつていけば、物価がそれに並行して五％や七％は上がったってやむを得ないということを経

理は言つたのですよ。そういうかっこうになつてくれば、各委員がおつしやるように、そういう心配があるからやはり将来も云々ということを指摘しただけであつて、いまの現実のこの法案を審議する段階においては、ほくはいまの百万円という点をまづ明確にしていきたい、こういうふうに思います。よろしゅうございますか、大臣。

○根本国務大臣　よろしゅうございます。

○**卜部委員**　そこで、話が一人親方の問題に若干なつてきましたから、ついでに一人親方の問題を申し上げたいと思います。厚生省のほうからも来ていらつしやいますね。――厚生省の方はあとからということにいたしましたして、先ほどわが党の松浦委員から質問をいたしたときに、島根県の不適格者の排除の問題について触れておりました。その点について厚生省のほうはいろいろと答弁をしておりましたけれども、その前に私は、建設大臣に明確にしたいことがあるわけです。というのは、実は私は島根県の出身ですから島根県の問題を申し上げてみたいと思いますが、現実には、局長は、これで登録制が許可制になったからその許可制というものの利点を強調されて、登録制との違いという問題についていろいろと論議の中でも明確にされてきましたけれども、ただ困ることは、いまだ日雇い健保の擬制適用の問題についても、現実に島根県の場合等におきまして、たまたまにして一人親方のところに勤務をした、そこに行つたところが、それが三百万の資本金があるという登録がなされておるじゃないか、だからそういうものについては適用除外であるという通達が出されておるわけであります。ですから、建設大臣といはしましては、多少の問題点はあろうとはいひませんが、許可制になった場合にそういうものが排除されてくるという冷厳な事実について、関係省との打ち合わせの中で明確な位置づけを行なつていただくまじやうと、ただ自分たちの建設省自体としては存ぜなないことですから許可制にすればいいということになるけれども、そういう被害がこここに辺に出てきておる。この点についてひとつ建設

大臣も十分理解をしていただいて、閣議の中でも十分に発言をしていただきたいと思います。

そこで、建設大臣のほうはさておきまして、厚生省の方に出ていただいて答弁をしていただきたいと思います。実は松浦委員の質問の中に、許可制になったからといって今後そういうことはございませんとということが言われておるわけでありますが、これは具体的に名前をるの申し上げればよ

ろしいのですが、百四十といまこに数字が出て
いるわけですね。ところが、島根県下の不適格者
排除通告の名をもちまして、島根県厚生部保険課
長から、この皆さん方の組合の中には当然適用に
ならない人までも適用しておるといふ問題が提
起をされておるので、この点については十分な注
意をしていただきたい旨の文書が出ておるわけ
です。これを調べてみますと、たまたまにして登
録した資本金三百万、こういうことをせなければ
登録されないという業者の一人親方の考え方もあ
つたのでありましようが、登録用紙を出してお
る。この登録用紙を見てそのものずばりで不適格者
として排除通告をやつてきておるといふ事実があ
るわけであります。課長は、そういうことは今後
いたさないということでありますが、この点につ
いて、島根県は御承知のように過疎の県です
から、これは過疎を促進していくような措置だ
と私は思ふのです。ですから、まさか島根県の
厚生部がこういうことを考えたのではなくて、
厚生省のほうからの強い達しがあつたのでは
ないかといふふうにも考えるのですが、その
点はいかがなものでしょう。

○正田説明員　ただいまの先生のお尋ねで
ございますが、まず基本的な事柄といたしまし
て、私どもは健康保険と日雇い健康保険を現
業庁として実施を所管いたしております。厚
生省のほうで国民健康保険の所管をいたして
おります。これは従前から長い間の歴史があ
りまして、被保険者の資格につきましては、た
とえば健康保険では使用関係が必ずあるかど
うか。日雇い健康保険で申しますと、日雇
い労働の使用といふ実態があるかどうかど

か。国民健康保険で申しますと、当該市町村に居住の実態があるかどうか。こういうことが保険のベースになっておりまして、これの適正という問題については常々各保険制度全般が留意いたしているところでございます。

そこで、ただいま先生が御指摘ございました通達という問題でございますが、これにつきましては、健康保険、日雇い健康保険両方含めまして、

従前から適正化についていろいろ指導の通知をいたしておるわけであります。

それから擬制適用のことにつきましては、その一環といたしまして適用の適正化ということを、同じく当然のことながらうたっているわけがございます。ただし、繰り返すようでございますが、建設業法の登録という事実をもちましてその適用の排除をしろとかいう指導は一切いたしておりません。ただ、現実には御指摘のような事態があるといえます。特に資本金三百万円とかそういう角度だけで一応取り上げて指示しているとすれば、やはり若干問題があると私は率直に思っておりますが、私どもが承知しております範囲では、建設労働者はいろいろな組合がございますが、全体ではいろいろな適正でないケースもありまして、これについては先ほど先生がおっしゃった数字とは若干違いますが、一応排除あるいは不適正としてはどうか、こういう話をしております。また、いま御指摘の数字につきましては、現在私どもが承知している範囲では、現地の保険課と組合の方とお話し合いになって、両方実態について意思統一をして話を進めている、こういうふうに承知しております。

先ほど申し上げたような調査のしかたその他については、私ども、各団体からのお話があったことを聞く機会がかつてございましたので、その後いろいろの機会にそういったことについて十分注意するように指示いたしておりますし、また今後ともそういうことは十分留意いたしたいと思っております。実態につきましてはさらに私どもももう少し

しいさいを承知いたしましたして、適正な方向で処置するように考えさせていただきたいと思っております。

〇卜部委員 課長が指摘されたように、地元におきまして、幸いにしてこの適用排除の問題については了解に達したということについては私はたいいへん喜んでゐるわけですが、ただそれが、ここにもありますように三百万円という形で努力をしただけに、こういう排除の問題が出たということに

なりますと、これが許可ということになります。と、いよいよこの締めつけが今後きびしくなるだろう。こういう点で、これは遠い話ではない。もうすでに去年発生したような問題もありますので、また、ここに法案がかりに通過をする場合に、許可制になったとすれば、当然またそういう締めつけが行なわれてきたときにたいへんだ。ですから、午前中にも御答弁になったように、許可制になったからといってそういうことの排除をするということはないと言いながらも、なお念には念を入れて、こういう事例もあるのだからひとつよろしくその指導につとめていただきたいというのが私の願いでございます。これが第一点。

それから第二点といたしまして、これはこういううとをただ聞き込みでもって聞いてまいりまして、そして確かに三人を使用しておるわけでありますが、登録も何にもしていない。こういう業者に対してでも、そしてまたその日雇いの人々に對しても適用除外であるというような措置がとられておるわけですね。不適格者名簿などといってこれが出されておるような現状なのです。ですから、ともかく率直な言い方をしますと、これは厚生省のほうには関係がないわけでありますが、今日の赤字保険とでもいいますか、保険赤字とでもいいますか、そういうものと相呼応して、労働力不足の中でそういうものをいよいよ強めていくということになりますと、鳥根県などのような過疎の

県であります、大阪やその周辺の京阪地帯に行きますと案外締めつけがきびしくないものですから、こんなところにおるよりも、どんだん京阪神のほうに出ていったほうがよろしい、こういう結果になりかねないわけですから、この点は一と十分配慮をしていただいて、許可制になったからといって、この委員会の中で議論をされておるような不当な適用除外をすることのないようにという通達を、そしてまた各県にそういう指導を厳にさせていただきたい、このことを私はお願いをしておきたいと思ひます。よろしゅうございますか。

○正田説明員 建設業法が許可制になった場合にどうかという、またそういうことによりまして日雇い健保の適用の適正化がさらに不当にきつくなるようなことのないように、こういうお話でございしますが、これは私もまことにそのとおりと考えております。建設業法の制度が登録制、許可制のいずれを問はず、私どもは健康保険制度の実施として、昔からやっておりますような適正な運用をやつていきたい、こういうふうに考えております。

さらにまた、山口県のお話がございましたが、これはやはり健康保険との競合の問題いろいろございまして、確かに問題のある事柄かと思ひますが、実態につきましては、中央のほうではつまびらかにしておりませんのでよくわかりませんが、先ほども申し上げましたように、いろいろな課長会議その他を通じて、諸団体の御陳情をいただいた以後、特にこういう問題については慎重に配慮するように指示いたしております。また機会を見てもういふことの指導をさせていただきます、こういうふうにご考慮をしております。

○ト部委員 お聞きになっておわかりかと思ひますが、今度許可制になったとしても一人親方も許可になるような状態になります。そうすると、一人親方で許可を受けたという場合に、すでにおまへは事業主であるという、そういう位置づけというものが行なわれて、そこで国保でやれ、いわゆる

る労働災害というものないし労働者としての受けておる保護というものが、そういうものが全部排除されるというようなことになりかねないと思ひますが、その点はどうか。

○正田説明員 私どもは適度制度は、繰り返すようでございますが、一人親方ということで制度というものを設けております。一人親方という実態と、その制度の中に考えられますところの労働の実態がありさえすれば、建設業法その他のいろいろ制度の変換がありまして、その実態がございしますれば、そういうことについての扱いは変わらぬ、かように考えております。

○ト部委員 大臣、いまお聞きのように、先ほどもお話を申し上げましたように、率直に申し上げて、こうした登録制によつても、目に見えない労働者にしわ寄せをされておるものもろの不利といひますか、そういうものがあるわけなんです。それが今度許可制ということになると、そういう締めつけもさらにきびしくなりかねないという状態に対して、私はいま明確にしておいたわけでありまして、この点やはいくつかの問題等建設省といたしまして十分配慮をさせていただきます、それ以外の点については、このように考えればいけなないのじゃないか、こういうふうに考えますから、その点については、これからのこうした許可制と関連して、厚生省の指導の問題等についても十分に連絡をし、ある意味におきましては建設省が出した法案でもありますだけに、その人たを保護する意味において、ことばはきびしいのですが監視をするというのですか、ひとつ連携を保つていただきたい、こういうふうに思ひます。よろしゅうございますか。

そこで、続いてありますが、ちょっと話が飛び飛びになつてまいりましたけれども、先ほどの資料に示されたように、ほんとうに一億円以上の大企業というものが約半数以上の事業量といひますか、建設のそれを持つておるわけなんです。そこで、そこで木造建築というものの数字といひますが、過去十年間に半分も減退しておるというふうな現実なんでありまして、そこで建設業者の問題

であります、大企業については、大都市再開発及び流通近代化資金とか、さらにはこの開発強化資金といふような、そういう資金がここに出されて、大企業には有利な融資が行なわれておるわけでありまして、そういうふうな観点に立つて、現実には大企業、一億円以上の資本と一千万円までの資本ととの間に、いろいろとトラブルが起きておるわけでありまして、そのトラブルというのは、少なくとも今日の機械設備、そうしたものを保持していない業者に対しては指名が来ない、こういうふうなことからいたしまして、その設備資金を過当に流用してやつていくために、倒産が続くというふうなこともあるわけでありまして、そうした面において、こうした融資の制度をただ一億五千万円以上、一千万円以上という企業に対しては、これを融資をするという制度を適用してはどうかと思ひますが、いかがなものでありましようか。

○川島(博)政府委員 建設業を近代化いたしますためには、省力化工法ですね、その一環として機械設備を高めることは、一般的にはこれは必要だと思ひます。しかしながら、中小企業者におきましては、なかなか資本設備をみずからの資本力でやろうというところは困難でございます。そのためにいろいろの優遇措置が講ぜられておるわけでございますが、たとえば中小企業近代化資金等助成法によりまして、機械の購入資金といたしまして、中小企業に対しては、一企業八百万円を限度といたしまして購入資金の二分の一の相当額を無利子で融資する制度がとられております。しかしながら、やはり今後の建設機械を個々の業者が保有するということでは、なかなか稼働の面で不経済な面もございします。したがって、今後におきましてはリース制度の活用を考えると、いうことも一つの方法でございますが、いわゆる中小企業協同組合法によりまして協同組合を設立して機械を共同保有する、あるいは業者間で手持ちの機械を相互融通利用する、こういった制度により

まして資本負担をなすだけ軽減していくという方向で中小業者を指導してまいっておりますし、また、今後も指導していきたいというふうに考えております。

○ト部委員 率直に申し上げて、建設の工事量に占めておるところの公共工事の割合というのが全体の三分の一だ、こういうふうなことをいわれておるわけですね。率直にいつて、この公共工事なるといふことになりまして競争入札、こういうことがこうになっておるわけでありまして、実際は指名入札、こういうふうな状態になっておるわけですが、また十分に関心を持ってこの状態を見ておるわけでありまして、実際は競争入札に参加をさしてもらえない。参加をさしてももらえないから、ひとつ設備投資をしようじゃないか。さらにはまた受注工事をやろうじゃないかというふうな、こういうふうなやつで、設備が行なわれて、ずいぶん無理をしておる。そして、この資料の中にもありますように、倒産件数というのが、大臣のこゝとではあります、ふえと思へば減つてくるといふような、こういうふうな状態であると思ひます。ですから、そういうふうなもののについて、政府がやはり機械を貸し与える制度をつくるのか、そうして無理にそうした背伸びをしないような措置をとつてやつていかなるべきではないか、こういうふうな思ひわけでありまして、この点についてはどう思われるか、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

○川島(博)政府委員 お答えいたします。確かに現行の入札制度におきましては、機械の保有といふことが一つのメリットに数えられておるわけでございます。しかしながら、先ほども御答弁申し上げましたように、機械の稼働率を高めるといふことは必要でございますが、それをみずからの事業用資産として保有する、保有の多寡によつて審査上メリットを与えるという従来の行き方については、私どもはこの際やはりひとつ考え直す必要があると思ひます。それは先ほど申し

上げましたように、共同保有あるいはリース制度その他やはり中小業者の経済的な負担を少しでも軽減する、軽減しながら資本準備率を高めるといふ方向で考えるべきであらうと思ひます。その際に、自己保有ということにメリットを与える。これは現行でも大体全体の五割以内という程度のウェイトしかとっておりませんけれども、それにいたしまして、この制度を今後そのまま続けるというときには若干問題があると思ひますので、この改善につきましては、現在前向きで検討いたしておるわけでございます。

○ト部委員 そうした競争入札の中で大きな被害が出てきておるわけですね。それで現実には、大臣のことはあきませんが、あまり締めつけをやるとかえって逆現象が出てくるというようなお話がございますけれども、たまたま午前中の大臣のことは、台風手形などということばが出てまいりましたが、さらにそれに付加して、お産手形なるものが出てきておる現状なんですね。お産手形、言うまでもない十カ月というような、こういうことが平然と行なわれていまし、それから、関連事業でございまして電気、そしてまた冷暖房の設備、そういう問題に対する下請業者といひますか、そういう業者に対するリベットの要求なんというものが公然と行なわれているような、こういう現状ですね。そういう問題について、やはり率直にいつて何か制肘を加えていく制度を、その基準というものでも持たなければならぬというふううに感ずるわけなんです、その点はどうかでしよう。

○川島(博)政府委員 元請業者が下請業者に請負をさせます場合に、俗に一括下請としてピンはねをするというようないことがいわれておりますが、これらはやはり工事代金が原価を割るような不当に安い代金で落とされるという場合に問題が生ずるわけでございます。今回の法律改正案におきましては、こういった不当に低い価格による下請代金を定めることを禁止をいたしております。またそういう事実が発見されますれば、これは独禁法

の規定にも触れるわけでございますので、建設大臣なりあるいは都道府県知事あるいは中小企業庁長官がすみやかに公取委に措置請求をする。その事実が明らかになりますと、公取委は勧告あるいは差止め命令をするということによつてこの是正をしよう、こういう仕組みになっております。

また、下請代金の支払いの方法でございますが、従来、御指摘のようにお産手形という非常に長期な手形で支払われる例がまればあったわけでございまして、今回二十四条の五の改正におきまして、特定建設業者が注文者となつた下請契約におきましては、この下請業者から申し出があつた日から五十日以内にこの下請代金を支払わなければならない。しかもその代金の支払いにつきましましては、当該下請代金の支払い期日までに少なくとも一般の金融機関、銀行でありますとかあるいは信用組合等の一般の金融機関によつて割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないという規定を入れまして、そういった長期の手形で代金を支払うということ禁止をいたしておるわけでございます。これにつきましても、違反がありますと公取委に通報いたしまして、公取委が所要の処分をする、こういうたてまにいたしまして、御指摘のような不安をなくすように法律を改正いたしております。

○ト部委員 いまの局長の答弁の中で、一般金融機関が割り引かないような手形を発行してはならぬ、こういうことでありますが、それは確かに理屈としてはよくわかるわけですが、ところが、現実に金融機関としては、歩積み両建てというのをやるわけですね。そういう点はどうかということでしょう。それも禁止するわけですか。

○川島(博)政府委員 いま御指摘の点は、建設業法上は、そういう長期の手形で払つてはいかぬというところでございまして、歩積み両建ての問題は、この法律の問題とは別の問題、問題点はないと申しませんが、これは別個の問題であらうと考えております。

○ト部委員 確かに法案とは関係ないのですが、一般の金融機関に持つていけば必ずやられるでしよう。関係はないといえども、現実には手形を割つてくさいといえども、当然あなたのところはこれだけの金は貯金しないといわれまますよ。局長は五十日以内と二十四条にきめたと言つけれども、現実に各企業なんかでも歩いてござらんないよ。大蔵委員会あたりでそういう問題を取り上げて、それでそんなことがあつちやいけないといふことを、中小企業の連中は当然喜んでくれるかと思つたら、そういうことは追及はやめてくださうと言ふ。なぜかという、そういうような手形割引引きの問題について、お産手形とか台風手形だなどというものを言ふと、われわれとしては今度取引をしてやらぬというやうな、こういうことで逆に締めつけがくる現状なんです。でありますから、今日いま五十日だ云々なんといふことを言つておつても、あまりせんさくが過ぎるのじゃないかと言われればしょうがないわけでありまが、もし五十日に払わなければどうである、これに対する問題点を指摘をしながら、さらに金融機関等についても、歩積み両建て等について、これは行なわれないのだという明確なものを出してやらぬと、私は同じような繰り返しが行なわれてしまふのではないかと心配がござります。ただ法文上ではいふまでもない。なるほどこうだ、五十日だ。それから一般金融機関の割り引きがされるような手形でなければならぬというの、スミーズにいきまされども、現実の問題はそんなものではないのじゃないか、こう思ふのです。

この点はどうか。根本大臣のほうは関係として、そういういろいろな問題にぶつかつておると思つておるわけですが、そういう問題については大臣はどう思われます。

○根本國務大臣 大蔵省においても、歩積み両建ては厳に禁止しておるといふ現状でございます。いま御指摘になりました点は、それにもかかわらず現実にはあるんだといふことでございまして。これを建設業法との関係においてどうせよといふこ

とは、これは問題にはなりませんけれども、ちよつと困難ではなからうかと思ひますので、そういった歩積み両建てを行なわないように、さらに一そ

う大蔵省等にも連絡をいたしたいと思ひます。

○ト部委員 と同時に、いまの手形の問題なんです、不渡り手形などを持つてくるような業者は、このごろおらぬようになりまして。しかし、何といつても締めつけをするのは、おまえが五十日以上だ云々というやうなことを言うならば、これからはおまえのところに発注しないぞ、下請もやらせないぞという締めつけがくるならば、五十日だなんて言わざるを得ないやうな状態です。質問されても調査されても、いや五十日以内の手形をもらいましたという答をしいられるやうな情勢に、ぐんぐん締めつけてくる大企業のやり方については、やはり何かメスを入れなければならぬ。メスを入れるについては、やはり事務手続の中で基準というものをつくり、さらにはそれを監視する一つの制度というものをつくりなければいけないのではないだろうか。そうせぬと、ただ建設業法で守つてやるという趣旨が、現実にはそれが守られない。うやむやの中でまた下請が困つてしまふという状況が出てくるわけなんです。この点についてやはりそういう基準みたいなものをつくつてはどうだ、こう思ひます。

○根本國務大臣 論理的にはそういうことがいわれますけれども、現実にはしからばなぜそういうやうな非常な不利な条件にもかかわらず、下請 孫請まで出てくるかといふと、登録で中小零細企業がほとんど無限に近いほど出てきますから、一たん業界に入った以上は、何としても、自転車運転でも何であらうとも受注をしなければならぬといふところに問題があると私は思ふのです。これがちゃんと整備された許可制度で、条件が整つて、資産も技術もありますれば、そういう弊害がだんだんなくなつてくるというところでございまして。これは一つの条件だけで全部を満足させることは困難だと思ひますけれども、そういう意味等も含めて今回は業法を許可制度にしない、もういまの

ように登録制度であります、一定の金額を納めて登録すれば、あとだれでもやるのだというときに、(大臣、それはならぬぞと呼ぶ者あり)実質上そうなるのです。そこに問題があるのであります、やはりその点を押えて、かつ下請業者なるものが自分を自分の力で守り得る条件を、やはり制度上つくってやることも必要であらうと考えておる次第でございます。

○ト部委員 それで大臣、私は先ほど来から各委員に対する答弁を聞いていて、やはり若干問題があるという感じをするのはいまのことばなんです。というのは、いまの許可制にしたというこの問題が、大臣の考えておるのは一人親方という孤立した現状では、これからの産業に立ちおくれがくるから、少なくとも協業化、そしてまた何といひますか協同体をつくり上げて云々と、そのためには許可制のほうがいいという、このことばはある面においてはいいです。しかし私は、やはりその中に大きな落とし穴があるような気がしてならないのです。たとえば大臣は、いまのような一人親方にこれからのプレハブなんかの組み立ての工事をやらせてもらいたい、こう言いますけれども、しかし、先ほど来から論議されておるように、実際問題としては優秀な職人が多いし、地方にいけますと、やはりそれではなければならない建物、そしてまた今日の住宅なんかもそうです。たいがい一人親方によってつくられてきておるような現状なんです。島根県なんかもそうです。ね。五百万とか一千万くらいの、二百人も三百人もという建築業者は全然ありません。たいがい一人親方がこつこつやっておるのが現状ですね。そこで私の言いたいのは、なぜにそういう問題が出されてきたかという背景みたいなものも考えてみたいと思うのです。それはやはり先ほど申し上げたように、そうした人々が着実な職場を持ち、そういう現在の着実な地位というものを確保しておるということは、これは今日の労働力の不足の中ではやはり問題があるのじゃないか。だから、これを吸収していかうというふうなねらいが

あるように私は見受けられてしかたがないわけですから、その面ばかり大臣が強調されるということについては、私は若干の抵抗を感じるわけですね。それよりもむしろいまは、そうした一人親方なんかに対するあたたい配慮、特殊技能者として、これからの日本民族の、またその家を保存していく人々に対する保護政策こそ必要なのではないだろうか、私はこういうふうに思うわけですね。しかし、それは押し問答でありました。さらにいまの問題の核心にそれることでもありますから、もとに戻すといいたしまして、ひとつありとあらゆる機関を通じて、いまの歩積み両建てをはじめとする、そしてまた台風手形だとかお産手形だとかいうような現状でもって下請を苦しめていくような制度というものとは何としてみてもひとつ排除する方向に持っていくのもいい。また、そのことがもしかりにわかつていふうなことがあったならば、近代化資金の融資を差しとめるとか、そういうような方向の懲罰をやはり行なってもらわなければいけないのじゃないか、私はこういうふうに思います。

次に、先ほど来から論議をされておりました、そういうふうな問題と関連をして基準をつくればいいじゃないか云々ということからいたしまして、この基準の問題について、同じくひとつ許可制の問題についても私は基準を設けてはどうなのかというのを一つ指摘したいと思うのです。許可制の大きな理由というのは、大臣がる指摘をしておるように、不良業者を排除する、こういうことではあるわけでありますが、少なくともまじめな既存の業者、さらには新規業者を保護育成をするというのがたてまえだとするならば、それに対するところの行政官庁の相当職員がこれを公平な審査をするという基準がなければならぬのじゃないか、私はこういうふうに考えます。その面においても事務処理の基準というものををつくる。それからまた、先ほど来からも出てまいりましたけれども、悪徳業者というものを追放するために通報制度というものもやはりつくってはどうかと思

うのでありますが、どうですか。

○川島博政府委員 御指摘のように、今回の許可制度の実施にあたりましては法律にかなり詳しく基準を書いたつもりでございますが、何と申しましたもこまかいところまで全部書くというわけにはまいりません。したがって、許可制度の実施にあたりまして末端の職員の取り扱いに不公平な処理がなされるということは厳に戒めなければなりませんので、御指摘のようにできるだけ詳細かつ具体的な事務処理基準を定めて、そういう末端における混乱が起らないように処理をいたしたいというふうに考えます。

また、不良業者を排除するための手段として行政官庁における相互通報制度が必要ではないかという御意見でございますが、全くその必要はあるというふうに考えますので、本法律が成立いたしました際には、この行政官庁の相互通報制度をぜひ確立いたすように行政指導をいたしたい、かように考えております。

○ト部委員 基準だ、やれ制度を設けたらどうかということばかりを申し上げておるわけでありますが、おまえはえらい悪い点ばかりを指摘しておるようだとおもうことで恐縮でございますが、先ほども申し上げたように、下請なんかに対しては不当に安い下請を押しつけるとか、そういうふうな問題等についてどこまで、じやチェックをするのかという問題があるわけですね。だから、そういう問題についてもやはりチェックをする機関というものが当然必要じゃないか、こういうふうにも思うわけでありますが、いかがなものでしょうか。

○川島(博)政府委員 下請代金が適正であるかどうかということは、本改正法を施行するにあたりまして非常に重要なことでございます。しかしながら、特に公共工事におきまして請負代金を定めます場合の方式につきましては、資材とそれから労務並びに歩掛かり、この三つの要素が決定的に重要でございます。これにつきましては、先ほど午前中の御質問にもお答えいたしましたように、積算に使用する労務単価については来年から技本

的な改善をはかることに相なっております。資材につきましては、従来から民間の調査機関が実施しております時価を採用することになっております。歩掛かりにつきましては標準的な歩掛かりが定められておりますので、これらの三要素を使いますれば、ある程度機械的のまではないかといいたしまして、ある程度適正な代金というものは特別な機関を設けなくともはじき出せるような仕組みになっておりますので、特にそういう機関を設けることはたゞいま考えておりませんが、なおこの工事代金の適正な額の積算方法につきましては、改善をするところが全然ないとはもちろん言えませんが、今後必要な点については改正を加えていきますれば、特にそういう専門の機関を設けて判定をする必要はないのではないかと考えておるのであります。

○ト部委員 そうするとあれでしょう。現実にはそういう機関を設けないというけれども、手探りでやるということですか。結果的に私はそうした機関を設けていくものであれば、その中に積極的にそれを設けていくという姿勢があつてしかるべきだと私は思う。その点で、やはり建設省がたまたま業界と相結んでおるのではないかなどといういやなことばをときどき聞くわけでありますが、そういうことのないような配慮、そして疑惑のないような方向に向かって裏づけをするということ、がなぜ悪いのか、この点はやはり明確にしながら、いいものは制度として設けていくという方向が正しい、こう思うのです。その点は考慮するということ考え方はないのかどうか、もう一点指摘をいたしておきたいと思ひます。

○川島(博)政府委員 この工事の予定単価につきましては、担当者一人がかつてにはじいてきめるというものではもちろんございせん。部内におきましては、数次の段階を経てチェックをいたしまして客観的にきめることになっております。ただ、それを第三者的な機関をつくってそういう適正な価格というものをきめるということには必要がないのではないかと、もう一度考えておる次第

でございます。

○ト部委員 押し問答になりますから、その点は省略しますが、しかし、実際問題として、常識的に考えても不当なものだといふふなことを感ぜざるを得ないような状態というものが出てきて、それがスムーズに進行しておるといふ現状もあるわけですから、その点については、やはりこれからせつかくこの建設法というものが出された以上は、これを充実していくという配慮、当然つくり上げていくべきじゃないか、こういうふうに思います。そして次に進んでまいりたいと思います。

このごろ電気機器、それから商社なんというのがこの建設業に進出をしてくれていますね。ナショナルとか何とかいうような電気会社みたいなものが建設業界のほうへ進出をしておるわけでありますが、そうした問題等々、建設業界、大手の既存の業界との間にずいぶんトラブルがあるわけであります。これは受注調整の問題になると思うわけでありますが、これからの建設生産、こういうもの等々と関連をいたしまして、これの生産のいわゆる受注調整の問題についてはどういふふうに考えられておるのか、ひとつただしてみたいと思います。

○川島(博)政府委員 現在の登録建設業者の現状を見ますと、建設業を専業にしている業者が約八割、残りの二割が他産業から建設業に進出をしております。また、いまわゆる兼業業者でございます。他産業から進出してまいりました兼業業者はおもに下請工事業者でございます。職別工事業者においては全施工高の約五割、設備工事業者においては約六割弱が、これら兼業業者の施工によるものでございます。総合工事業者であります、全施工高の六・六％程度しか兼業業者は施工してないわけでございます。建設技術がだんだん高度化してまいります。工事自体が多様化、複雑化してまいります。また工場生産等もだんだんと盛んになってまいりますので、他産業が時代の要請によりまして建設業に進出してまいりますことを

とめることはできない、進出はやむを得ないといふふうに考えるわけでございますが、ただ、全く施工能力を有しない商社的な業者が、もうかるからというので建設業に進出する、そして一括下請でピンはねをするというようなことは、建設業の健全な発展にとって障害になりますので、そのようなことは厳に取り締まっていきたいというふうに考えているわけでございます。

○ト部委員 しかし、兼業者と今日の既存の業者との間に現実にトラブルが起きておるでしょう。現実にはそれが大きな問題になっておるでしょう。そういうもののいわゆる受注調整の問題がやはり問題になっておるだけに、その点をどうするかという点なのであります。現実問題に問題になつてない、ただ下請だけやっておればいいという問題ではない。商社などが大手を振って進出してきておるわけでありますから、その問題で調整というものをどうするかということを質問しているわけです。

○川島(博)政府委員 従来の登録業者でございますが、商社でございます。土木または建築関係の技術者が一人おれば、だれでも進出ができるわけでございます。その弊害を改めようとするため、今回経営者についても五年以上の経営の管理責任者としての責任を問うておるわけでございます。また技術者についても、各営業所ごとに専任の技術者の配置を要求しているわけでございます。そのようなことで、従来の登録から見ますと、商社等の他産業からの進出はなかなか要件がきびしくなりましたから、それだけ進出は困難になったといふふうに考えますが、なおその要件を満たします場合に許可を与えないということももちろんできないわけでございます。

ただいま、いろいろトラブルがあるかというお話でございますけれども、具体的に私はそういう事例を耳にしておりませんけれども、いやしくも、現状でも建設業として登録を受けた業者は、少なくともそういふ技術者を持ってある程度工事の全体の管理運営に向けているわけでございます。

すから、これを場合によつては問題があるからといって禁止するということは法制上むずかしい問題ではないかと考えております。

○ト部委員 そうすると、局長は、一般商社の進出はきびしくなつておるから、そういうトラブルはないという評価のしかたですか。

○川島(博)政府委員 一般的に商社の進出が激しいという言われ方をされますが、私どもの認識では、少なくともゼネコンにおいては商社の進出はそれほど顕著ではない、わずか六％程度でございます。問題は、設備工事とかその他の、要するに職別専門業者の進出が著しい。これは機械器具メーカー等が進出して、たとえば製造用のプラントをつくるとか、そういう仕事をプラントメーカーが兼業で、建設業でついでに応札してしまふ、そういう仕事の上で密接な関係がある場合に非常に進出が著しいということでございます。で、そういう形態の進出は、私どもは必ずしも好ましくないことではないといふふうに考えております。現状でその弊害が目立つといふふうには認識をしておらないわけでございます。

○ト部委員 そうすると、そうした分野でもいいのですか、そうした分野で、受注をめぐつて進出した連中と大企業とのトラブルというものはないのですか。局長の言われるのは、中小企業にはある。いわゆる中小企業じゃなく、そういう部分的に進出をしてくている電気機具を初めとしての装備、暖房なんかの形をつくり上げるためにメーカーなんかが入り込んでおる。たとえばナショナルならナショナルが入り込んでおる、こういうようなことはあり得ても、全体の建設業界に進出してきておるといふことはあり得ないといふことを指摘しておられるようなわけでありますが、その点はどうかですか。

○川島(博)政府委員 職別専門工事業者のいわゆる一般の下請関係の業者の中には五割、六割という高い比率で他産業から進出をしてくれております。これは進出する必然性があつて進出してきていふと私どもは思っております。そうでない一般

のゼネコン業者としての中に商社等が進出してゐる例は、先ほど申し上げましたように、ないとは申し上げませんけれども、その比率はわずか六％程度でございますので、現在のところ、これが既存の大手業者と非常な摩擦、あつれきを起こしているという事実は、私は聞いておりませんといふことを申し上げた次第でございます。

○ト部委員 そうすると、中小企業者とそうしたところの大企業との受注をめぐるトラブルはないのですか、あるのですか。

○川島(博)政府委員 お尋ねは公共工事のことかと思ひますけれども、公共工事につきましては、御案内のように、入札制度の合理化対策によりまして発注標準を定め、等級に応ずる工事は等級に応ずる業者が応札するということを原則としていたしておりますので、御指摘のようなことはないと考えております。

○ト部委員 そうすると、角度を変えて質問をしてみたいと思ひますが、たとえばいまの公共事業の問題ですね。中小企業の連中が協同体をつくつて、そして大臣の言う協業化の方向でもって進んでいった場合には、特に国は優先的にこの人たちに指名をするといふふうな方途をとつてやるのかどうか、この点はできるのかどうか、この点を質問してみたいと思ひます。

○川島(博)政府委員 現在入札に入りたいという業者につきましては、資格審査をいたしておるわけでございますが、その資格審査基準におきましてジョイントベンチャーを組んだりいたしました場合には、ある程度優遇をするという措置がとられております。従来中小企業の協同化につきましては、ジョイントベンチャーだけに限らずにいろいろな措置がとられておつたわけでございますが、昨年、やはりそれだけでは不十分であるといふことで、中小企業団体の組織に関する法律によりまして協業組合をつくつた場合、あるいは企業の吸収合併、対等合併でもいいわけでございますが、合併をいたしました場合にも、中小企業の体質改善を育成助成するという意味におきまして、

このジョイントベンチャーと同じように、この指名の審査にあたりまして優遇措置を講ずることにいたしましたわけでございます。これによって中小企業の受注機会の確保のために優遇措置を与えるという措置をとって今日に至っております次第でございます。

○ト部委員 現実にはそういう優遇措置をとってあるというけれども、中小企業が国並びに県の公共事業を請け負ったというふうなことは、現実にはそういうことはまずないですね。だからこそ今日大臣が言われておりますが、協業組合あたりをつくって何とかしてその資格条件とでもいいですか、入札の基準に即応したいというふうな空気も燃え上がりつつあることも事実ですね。だから、もしそういうものが行なわれた場合には、大臣のことばではありませんが、ただそういうものが望ましいというだけではなくて、そういうものに対する優遇措置を加えるというだけではなければ、何ら意味はないと思うのです。その点について大臣はどう思われますか。

○根本国務大臣 地方によって、育成といえますか助成といえますか、そういう点はだいぶ違うようでありまして、相当堅実な中小企業が合同し、そして、いわゆるジョイントベンチャーをつくって、そしてかなりの国の工事を受注しておられる例は私も相当聞いております。問題は、ただジョイントベンチャーのかつこうだけだったということが問題ではなくして、その内容と能力というところがやはり発注者としては考えることであらうと思うのでございます。今後さらに一そう配慮いたしまして、先ほど来与野党一致の御意見として御質問がありましてのに対してお答えしたとおり、今後はより一そう前向きで善処してまいりたいと考えておる次第でございます。

○ト部委員 いま前向きという話ですから、これ以上のことはないと思いますが、やはり現実には先ほど申し上げたように、実際問題として受注資格というものがただに、背伸びをするという現状が建設業界の中に出てきておることは事実です。

ね。それで倒産が相次ぐということも私は指摘したところであります。でありますから、そうした公共工事の問題等については、もしかりにその中小企業等が相寄って協業組合等をつくって、特に内容が充実したものであれば、これに対する、たとえば足らざるものがあれば補助していくという措置があつてしかるべきだ、金融上の問題もしかるべきだ、さらに機械設備の問題等についてもこれを補助していくというふうな、そういう措置がとられてもしかるべきだ、私はこう思うわけです。ただ、それが前向きということばだけではなくて、現実にはどのように具体的にこれからそういう方向を見出そうとされているのかをちょっとお聞きしてみたいと思うのです。ただ前向きというだけでは困ると思うのです。

○川島(博)政府委員 中小企業者が協同化のために中小企業等協同組合法に基づきます事業協同組合あるいは中小企業組合を設立する、あるいは中小企業団体の組織に関する法律による協業組合を設立するといった場合には、それぞれの法律によりまして金融上また機械の償却等の税制上優遇措置が講じられております。したがって、最近におきましては、これらの法律による協同組合あるいは協業組合の設立が盛んになってまいりました。建設業関係ではまだそうたくさんは設立されておりませんが、これからは、これらの法律に相当メリットがあるわけでございますから、協同化、協業化は建設業界においてもだんだん増加してまいらうと思ひますし、私どももこのジョイントベンチャーの結成と並んで、さらに協業組合ができれば合同というところまでいってほしいわけでございますけれども、協同化、協業化についてはこれを推進してまいりまして、この法律上の優遇措置を講ずるよう指導しているわけでございます。

○ト部委員 いまそういう答弁がなされたわけでありまして、機械の減価償却その他についても、大企業とそうした下請と並べた場合の不利な点がありますね。九十八条なんかの問題ですね。た

だ、下請を除くという項目が入っているばかりに不利な扱いをなされている現実があります。その点はどうかですか。そういうものの減価償却の優遇などいいますが、大企業と下請と中小企業とはそれだけの差があるじゃありませんか。その点はどうかというふうに理解されますか。

○川島(博)政府委員 法律につきましては、私もうっかりしてよく研究しておりませんけれども、最近資本の自由化を控えて、企業の体質を改善しようというところで、たしか今回の税法の改正でも、体質強化改善のために合併した場合に税法上の優遇措置を与えておることに記憶しておりますが、これらについても、別に大企業だから優遇するとか、中小企業だから不利にするということではないと私は思っておりますが、内容の詳細を存じませんので、この程度でござんせん願いたいと思ひます。

○ト部委員 大臣に一つお願いがありますが、現実にはそうした不利が中小企業にもたらされておる税制等の問題があります。これは私は持つてきていませぬから、あとから持つてまいりますから、そういう問題につきましましては閣議において、そういう中小企業と大企業との減価償却をめぐる償却の年数等においてやはり問題がある等においては、これを是正するにやぶさかでない、この点についてはひとつ確認を得ておきたいと思ひます。よろしくございませぬか。

○根本国務大臣 御指摘の点は、実は私もよくわからないのです。それは中小とか大の問題ではなく、機械そのものの性格とかなんとかいろいろじゃないかと思ひますが、その点よくわかりませんので、御指摘を得ましてから後よく検討いたします。それが大企業と中小企業との企業規模の差に基づく非常な不公平があるということならば、それを是正するための措置を大蔵省に要請することはやぶさかでございます。

○ト部委員 そういう力強いおことばがあつたので安心したわけですが、大臣が御指摘をされるように、大企業と同じ機械を使い——ほんとうに同

じ機械ですね。たまたまにしてそこに下請を除くということが書いてあるだけに不利をこうむつておる現実があるのです。ですから私が指摘をしたのですが、たまたまここでもこのことを思い出して言っただけなんです。これはあとから提出をし——そういう大企業と中小企業が同じ機械を使いながら、ただそこに下請を除くとするだけの条文のために不利をこうむつておるといふ、この現実を指摘したわけですから、ひとつその点は別問題といたしまして是正方をお願いをし、また建設省のほうに特にそういう配慮もしてもらいたい。ということば、減価償却したのだからこれで事足りただろうというけれども、現実には、では中小企業と大企業がどうであるのか、こういう対比を調査していただいて、そしてそれだけの措置はとつてやろうじゃないか、大臣はやはり閣議の中でそれを主張していただく、こういう配慮があつてしかるべきじゃないか、こう思うわけ。その点はよろしくございませぬ。

そこで、実のところというと、出発が、話の順番が一番最初急後尾のほうから入つたために、自分のほうがかしやべつておつても自分自身でわからないようなことになって、まことにしどろもどろになりましたけれども、時間が来たようでありまして、この辺で終わりたいと思ひます。

そこで、もう一つ最後をお願いいたしておきたいと思ひますし、特に配慮をしていただきたいと思うのが、先刻来から指摘をされております許可制をめぐる問題で、そこに大体重点が指向されたような発言でございましたが、この点については特に十分なる配慮をしていただきたい。特に一人親方とそこに働く人々の条件というものを考え、そして同時に中小企業と大企業との差、あまりにも大きい差、そしてまた歩積み両建てとか、さらには台風手形とか、そしてまた機械の減価償却とか、あらゆる面から差をつけられておる。こういう状態というものを早急に克服していただいて、そして根本大臣が言う、ほんとうに将来に向かつて明るい展望云々というものにふさわしい

が建設月報でございませうというのを——これはどことどこに出しておりますか。

がら、建築士の数には限りがございますし、また、

るわけでございますから、そういうた施工業者側の負担を軽減するという問題と、国民の財産を守るといふ観点から、軽微工事の金額はそれらの権

ういう問題についても、さくさんが言わねました。うう、うう、問題としておかなければならぬ。きょうも話があつたが、それを徹底的にわれわれとして

置きますると総合業者の登録を受けられる。総合業者というのは二人以上技術者を置く場合に与えられる一種の名称でございまして、法律上は何らの優遇措置を講じておりません。

〔天野(光)委員長代理退席、委員長着席〕

ただ二人以上技術者を置いた場合には総合工事業者ということになるだけでございまして、一人しかいない場合は総合工事業者の名称を名乗れないというだけの名目的な問題でございまして、したがって、今回はそういう法律上意味のない制度はやめることにいたしましたわけでございます。

○三木(喜)委員 結局、二十年の歳月がいろいろなところに変革をもたらした、法律の中にもそういう形を変えてきたと解釈していいと思うのですが、さて、先がたの話の中で、あるいはまたこの法律案施行の中で心配することは、これは下都さんのほうからもお話が出ておりましたが、吉田さんの質問に対して大臣は、石で手を詰めたような法律網を敷くと、大企業が直轄の部隊をつくり、系列化をいよいよやる、こういう心配があるじゃないか、こういうお話があったんですが、こういう許可制度になってまいりましたに逆になんか心配はないか、こういうことを私たちは思うのですが、これは大臣からひとつお答えをいただきたい。

先がたの話を受けて、大臣は、このまま置いておくほうがそういう系列化とか大企業の直轄部隊で仕事をしようというものはなくて、下請、孫請と下へ落ちていくだろう、俗なことばでいうとふんわりしておるほうがむしろいいんだ、こういうようなお話があったわけでありまして、私は逆に、こういう法律で今度許可という問題やあるいは金額という問題によって、逆にそういう方向に拍車をかけないかという心配をしておるんですが、間違いないかという心配をしておるんですが、間違いないかと言っておきたい。

○根本(国務)大臣 先ほど私がお答えいたしましたのは、下請負を法律上規制するということのために系列化するのではなくして、元請負、下請負、孫請負が行なった第三者に対する損害を、無条件

に全部親請負業者が負担しなければならぬというようにしてはどうかということでありましたが、それをやれば、結果的に、はね返りを防ぐために親請負が非常に厳密なる自己防衛措置を講ずるであらう。そうした結果は、完全に自分が信頼する系列の中小企業でなければ下請はさせない、こういうことになって、現在では相当の大手業者が、たとえば千葉県なりあるいは北海道なんかでやる場合においては、みんな地元のものに相当使っているのですよ。ところが、それが今度は、地元の業者に一切のあらゆる責任を負わなければならぬということになれば、なかなか地元の業者を使わないというふうになりはしないかということをおっしゃったのでございまして、本質的には三木さんが言われたことと同じ意見なんです。ただ、いままでは下請負について何らの規制がないから、今度は下請負になったものが実は非常に不利な立場に置かれたり、あるいはまたそれによって下請負、孫請負が不当あるいは経済上非常に大きな迷惑を一般第三者にかけた場合に、これを追及することもできない。だからして、今度の業法の改正でその点は明確にしようじゃないかということでございます。結論においては三木さんのお考えと私は一致しているもの、こう思っておる次第でございます。

○三木(喜)委員 もう一つだけ局長にお伺いいたしまして、私、十五分までいいということですが、けれども、早く終わりたいと思います。

きょうのお話を聞いておきますと、不良業者に対して通報制度をしいたらいいじゃないか、全くその必要はあります、こういうお話でございまして、しかし、私は、この法律の立法の趣旨というもの、先がたからお伺いしておりますように、不正業者あるいは粗悪な工事、こういうところから発想が出ておるよう思うのです。それはむしろ建設省の行政指導にまつべき問題であって、業者を悪徳視して、それによって、だから許可制度にしなればならないというこの発想は、まことに危険な考え方じゃないか。先がたから議論を聞

いておりまして、通報制度というのはこれは一つのスパイです。建設業界にこういう制度を持ち込んだら、私はたいへんなことになると思う。やはりこういう問題はオープンにやる。そして論議し、そして悪ければ悪いで指導してもらわなければいけません。いまそういうふうにも聞いていたので、聞き違いないのです。

○川島(博)政府委員 今回の改正案によりまして、建設業者が営業の停止または許可の取り消しの処分を受けた場合に、その役員あるいは支配人等の責任のある使用人が、その会社を離れまして、ほかへ行つて独立して自分で建設業を営んだり、また他の会社へ行つてせしめぬ顔をして営業活動を行なうということでは、せっかく営業停止、許可取り消し処分をしたにもかかわらず、いいの。全国には十六万の業者がいるわけでございますから、たとえば長崎県で悪いことをやって、北海道へ行つて口をぬぐつて会社をかってにつくる、それは北海道ではわからぬじゃないか。そういう悪質な者を法律に従つて処分の実効を期するためには、やはりどこへ行つてもそれが不適格者であるということを各行政庁が知つていまして、これはどうにもしようがないわけでございます。そういう意味において、営業禁止の処分の実効をはかりました場合には、営業の禁止をされた者についての行政庁間の相互通報が必要でないか。また許可制度の実施にあたっては、許可要件に適合しない不良業者、たとえば計画的な倒産によりまして工事を途中で投げ出す、あるいは賃金や下請代金を故意に踏み倒すというような悪質不良業者には許可を与えないということにしておりまして、これととも、知らない土地でそういう不法未遂をして、離れたところへ行つてせしめぬ顔をして許可申請をしたら、これは行政庁でもわからない場合があるじゃないか、そういう者に、やはりブラックリストをつくつて、行政庁間で相互に情報を交換するという制度がなければ、せっかく法律をつくつても魂が入らぬじゃないかというの、実は当委員会の理事会で御指摘を受けまして、そんなしり抜けの制度ではだめだ、そういう行政指導を建設省は強力に実施することを約束してはしい、こういう御要請がございました。これに對しまして、なるほど私も、実際的にそういう措置を講じなければ必ずしも法の実効は期し得ないということ、そういう方向で検討するということを御約束した次第でございますので、それを御答弁申し上げた次第でございます。

○三木(喜)委員 そういう考え方なれば、それの一つの考え方であるかと思ひます。しかし、この法律の中に、受刑者については二年間許可をおろすことができない、こういうきめもありますし、そういう詐称した場合に、むしろ法律の中に明文化して、それは明らかに刑法に触れるというふうな項目を書いておくほうが確ではないか。その人間のブラックリストをつくつて、それを各方面にばらまくということは一考を要する。これは一つの意見ですが、そういうやり方は、要するにこの許可制度というものが非常におそろしいものになる、許認可というものが役所のなわ張りといひます。都道府県知事の権限があまりにも強化して集権化する、こういうおそれはないか。通報制度がそうするといふわけじゃないのですよ。こういう許認可の制度というものがそういうような性格を持ち、そして立法の発想が不正、悪徳業者、こういうきめつけ方の中でこれがずっと一連つづられていくのですから、そういう心配を私は持つのです。だから、この法律案はもう少し考えてもらふ必要がある。与党の諸君も理事諸君にお話して、何とかこれをこの国会に通せというふうなプレッシャーがあるようでありまして、私も、私はこれを考えてみましたときに、その目的一つとてみても、そして発表されておる要綱一つ見ても、たいへん危険な要素を持っておると思ひます。それから先がた言いましたように大型化し、系列化するといふ心配もあるし、先

がた大臣のほうでは、要するに一人親方のことばかりにウェイトを置いておまえた野党のほうは論議を展開しておるじゃないか、こういうお話がありました。それだけでなくて、私たちがそういうところにもこの法律の持つ危険性を感ずるのである。だから、これはあとで理事会でお話したい。き、あるいはそれでもなおわれわれは行くという考え方になるか、それは知りませんが、一応お互いに頭を冷やして、もう少し熟考してみることがあるんじゃないか、こういうふうに思います。

以上、意見をまじえまして、私の質問を終わります。

○金丸委員長 浦井君。

○浦井委員 私は、共産党を代表しまして、この建設業法の一部改正について、三質問をさせていただきます。

まず一番初め許可基準の問題でございますけれども、許可基準の第一に「五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者」というふうになっているわけなんです。これは一体どのような認定されるおつもりなのかという点をお聞きしたいと思っております。というのは、いままで大工さん、建設業で働いておつて腕もみがいできた、そしてやと一人前の親方になった、多少のお金もできたので独立した建設業者になりた、そういうときに、さっき言いましたように五年間の経営業務の管理責任者としての資格の認定を証明するものは一体何なのか、こういう点をお聞きしたいわけなんです。これがはっきりしなければ、若い町場の職人さんがいまから独立してやろう、許可を受けようというときに、これにひっかかってオミットされるという危険が非常に強いわけなんです。この点はどうか。

○川島(博)政府委員 経営業務の管理責任者としての経験でございますが、この運用にあたりましては、結局、対外的に責任を有する地位にあって、経営業務について総合的に経験したことをいふ。具体的には、法人の役員、個人業者の事業

主、支配人のほか、支店長、営業所長等の地位にあつて経営業務を行つた経験をいう。したがって、町方の職人さんでありまして、自分で小さな工事を切り回して請け負つておつた経験がある、また、親方に雇われておつた経験、全体をまかされて全体の段取り、仕切りを五年間やつておつたということであれば、当然にこの経営業務の管理責任者としての経験を積んだことになりまして、御指摘のような場合には当然に合格するということに考えております。

○浦井委員 その点について具体的にそれがどういうふうな認定するわけですか。もう一べん重ねてお聞きします。

○榎垣説明員 非常に技術的な問題でございますので私からお答え申し上げます。

現行の登録要件といたしまして、一定の要件を満たす技術者がいなければならぬということになっておりまして、この技術者をどういうふうな方法で許可行政庁が確認しておるかということに類似した問題であらうかと存じます。現在におきましては、登録の要件といたしましては、「主として請け負う建設工事に關し十年以上実務の経験を有する者」、これが高等学校におきまして土木建築等の学科を修めておつた五年以上という短縮されておるわけでございますけれども、これは学校を卒業したという点につきましては、在学の学校の証明書、経験年数につきましては原則として使用書、たとえば会社の公式の証明書、そういったものを要求いたしております。また、自営等で会社等の証明の得られない者につきましては、みづからの証明書というふうなものでも扱つておるわけでございます。今回の五年以上の経営業務の管理責任者としての経験と申しますのは、ただいま局長から御答弁申し上げたとおりでありますけれども、その証明といたしましては、やはり会社、使用者、そういったものの証明ということになるかと思つてございまして、この点につきまして業界の団体等から、たとえば何々協会、そういうものの証明ということ

にしてもらえないかというふうな意見も出されておるわけでございます。これも将来十分検討いたさなければならぬところだと思つておりますけれども、そういったしますと、その協会に加盟していない、いづれの協会にも加盟していない者についてはどう扱うかというふうな問題もございまして、慎重に検討いたしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○浦井委員 そうしますと、もう少し具体的にいまして、たとえばいままでその親方のところで五年以上働いておつたという場合には、その親方さんの証明、みづからの証明というものはその許可を受けるときの書類にみづから記入すればよい、こういうことになるわけですか。

○榎垣説明員 たとえば「経営業務の管理責任者としての経験」というのは、法人企業の役員であるとか、あるいは支店長とかそういう者でございまして、あるいは個人企業の事業主あるいは支店長、営業所長とございまして、この役員とかあるいは支店長、営業所長というふうな、あるいは支店長というふうなことに關する証明は、その会社またはその事業主の証明によつて得られると思つております。ただ問題は、個人の事業主が、私は五年以上建設事業主として営んできたのだというふうなことにございまして、そういう会社とかあるいは使用者とかいうふうな者がいないわけでございます。したがって、この点につきましてはみづから証明してみづから捺印するということにならう、ならざるを得まいと考へられる次第でございます。しかしながら、これにつきましては、虚偽の申請に基づいて許可を受けたということがはつきりいたしますと、これは許可の取り消し事由ともなり得るわけでございますので、そういった面でも十分漏れのないように運営いたしたいと考へておる次第でございます。

○浦井委員 大体その点は了解しましたので次に進みたいと思つてますが、その次の「許可の基準」の中で、「請負契約に關して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと」ということで、資料の中の註の説明では「請負契約に關する不正な行為とは、請負契約の締結又は履行に際して、法律に違反する行為、たとえば詐欺、脅迫、横領等を行なうことであり、云々というふうにあるわけなんです。この「詐欺、脅迫、横領等」の「等」の中にどのようなものが入つておるのか、ひとつ教えていただきたいのです。たとえば建築基準法の違反のようなものは、この「等」の中には含まれるわけですか。

○榎垣説明員 これは欠格要件、許可の要件といひまして、これに該当すれば営業を認めないという、そういうふうな要件でございます。これは現に営業を営んでおつた、そして建築基準法違反というふうなことを行なつた場合との比較というふうな考へて運用しなければならぬというふうな考へております。

先生御承知のとおり、現在何らかの意味における建築基準法違反というものは世の中にきわめて多くございまして、そのすべてのケースにつきまして許可の取り消しとか、あるいはその営業の停止というふうなことをいたしますと、ほとんどは申しませんけれども、きわめて多数の建設業者がそういった処分を受けざるを得ないということにならざるを得ないわけでございます。したがって、この不正な行為の中に、建築基準法違反をやりました、これはまた発注者のほうから無理やりというふうなことに頼まれて、不本意ながら建築基準法に適合しない、そういう行為をやるというふうな場合もございまして、あるいは発注者をだまして、いかにも建築基準法に適合するがごときことを言いながら、とんでもない建築基準法違反の建物をつくるというふうな場合もあるかと思ひます。したがって、この不正な行為の中に建築基準法の違反ということが含まれないとは申しませんが、ただ、これを運用するにあたりまして、やはりそのときの社会情勢と申しますか、そういったことも十分考慮いたした上で運用しなければならぬ、かように考へてお

る次第でございます。

○浦井委員 はっきりしないわけなんです、参議院の質疑の中にも基準法の違反も含むというような答弁があったように聞いておるのですが、事実ですか。

○金丸委員長 静粛に願います。

○権垣説明員 これは、いま申しましたのは事柄を二つに分けて考えてみる必要があるかと思うのであります。

まず第一は、それをやっておれば全然許可を認めないということ、そういつたことをやった場合に監督処分をするという問題と二つあるわけでございます。この監督処分の中には指示に始まりまして営業の停止、これは従来六カ月以内ということであつたわけでございますが、今回一年以内ということに訂正いたしております。それから許可の取り消しというふうなものがあるわけであり、したがって、建築基準法違反、これは当然監督処分の対象となるわけでございますけれども、やはりそれはその態様によりまして許可の取り消しになる場合もございますし、十二月月の営業停止になる場合もある。三カ月の営業停止になる場合もある。その態様に応じてあるわけでございます。したがって、許可の要件として考える場合、それに該当すれば営業を認めない。つまり許可の取り消しに類似したような効果が生ずるわけでございますから、すでに営業を開始しております者について許可を取り消す。建築基準法違反につきまして従来の許可を取り消すという場合と、新たにこれから営業開始しようというもののについて許可の要件に適合しないと判断する場合とは、従来の営業権を尊重するというふうな意味合いにおきまして、若干の相違はあろうかと存ずるのでございまして、大体それとの関連におきまして運用してまいりたいというふうに考えております。

○浦井委員 非常に支離滅裂な答弁があつたわけですが、そういう点で私が言いたいのは、この基準法の違反については日を改めて基準法の審議の

ときに触れたいというふうに思うわけですが、私も、ほんとうに悪質な反社会的な違反については取り締まらなければならぬというふうに思うわけでございますけれども、さつき課長さんが言われたように、施主に頼まれて、そして断わることができずにやむなくごくわずかな違反をやつた。そのような種類の違反と、それから非常に大がかりな計画的な違反とを同一にして考えて取り締まるということには非常に問題があるというふうに思うわけですが。したがって、基準法の改正の審議が行なわれるわけですが、いま答弁があつた点を中心にして、私ももっと深めたいというふうに思うわけですが。やはり弱者を守る、これを保障するという立場は堅持してほしいというふうに思うわけですが。

それで業法ですが、そうした基準法の違反がそのまゝ業法での不許可の要件になつてはならないというふうに考えるわけで、この点についても一べん責任のある答へをお願いしたいのです。

○川島(博)政府委員 ただいま課長が答へ、また先生が確認されましたとおりと考えております。

○浦井委員 時間がないので次に進むのですが、これは確認なんです、登録または許可を受けて継続して建設業を営んでいるものについては、普通の場合には誠実であるという誓約書をればそれでよいというふうに聞いておるわけですが、その点はどうか。それでよいわけですか。許可基準の場合、誠実性の要件……。

○川島(博)政府委員 そのとおりでございます。

○浦井委員 許可の基準の問題についてはその辺にいたしまして、許可制そのものについて次に入りたいと思うのですが、私はやはり許可制には反対だというふうに考えるわけですが、これはすでにいままで他の委員の方が述べておられるように、町の善良な大工さん、左官さん、こういう一人親方の利益を守る、このために許可制は非常に都合だと思つておるわけですが、家を建てたいと考えておるところの一般庶民、一般勤労者の利益の立場からいっても、やはり許可制というものはだめだ

というふうに思うわけですが。現在、一般の人たちが、庶民が自分の家を建てようとするときには大体二十坪から三十坪くらいのもので、これを自分の住んでいる町のよく知っている一人親方に頼むと、家の設計や見積もり、こういうものが事実上サービスの形になつておる。そして、しかもいろいろ相談しながらやつてもらえる。経費の点でもあまり暴利をむさばるというようなことは、同じ町中に住んでおるわけですからできないというところで、さらに家ができてしまつてからも、同じ町に住んでおるというところで後々まで責任を持つてもらえる、世話をしてもらえる。そういう腕と信用の中で、しかも安い家が建ててきておるの

が、いまの日本の状態です。そして今日まで民間の住宅建設の主力というものは、そういうそれぞれ

の町に住んでおられる善良な大工さん、左官さんという一人親方が中心になつてやつてきておるわけですが、これをもし許可制にするならば、当然い

よりももっと大きな許可業者に頼むというケースも多々出てくるわけだろうと思つておるのですが、そうすると、大体見積もりも、工事費が少なくなると、二〇〇くらいは高くなるのではないか。なぜならば、大きな業者は一軒一軒の庶民の家を自分で直接建てない。やはり下請あるいはもう一つ下

らいてくるわけでございますので、建築費が二〇〇くらいは引き上げられざるを得ない。それからさらに、先ほど述べたのと反対に、信用の点でも親切さの点でも、町の一人親方に頼んだ場合よりもずっと悪くなるというふうに思うわけですが、現在、町の大工さんと大手の大企業とは、現実的に坪単価が約二〇〇くらい違つてきておるわけですから、許可制をとつた場合には確実にこのくらい

はほとんどこれには入らない。実際に不良業者といわれるのは、建て売り住宅をつくつて詐欺的に販売しておるところの、そういう建て売り専門の業者の中に不良業者が多い。これを規制するに、やはり建て売り住宅の取引を規制する方法、こういうものによつて有効に不良業者を排除することができるとして、信用のある町の一人親方を巻き添えにして、むしろこういう人々を犠牲にして許可制が実施されるという危惧が非常に強いわけなんです、この点については御見解はどうでしょうか。

○川島(博)政府委員 現在の一般の庶民住宅の建設は、登録業者によつて行なわれておるわけでございますが、確かに登録業者の中にも必ずしも善良でない者がいることは事実でございます。しかしながら、今回の許可制によりまして要件をある程度厳密にするというところで、従来よりも登録業者の質が向上していくであろうというところは間違いない。ただ、法律を改正したがためにそういう悪質な業者が一掃されるというものではないと思つておるけれども、少なくとも現状よりも改善されることは間違いないだろうと思つておる。私どもは、そういう確信のもとに今回の法律改正案を提出いたしておるわけでございます。

なお、御指摘の建て売り業者は、請負業者である場合もありますが、不動産業者である者が多いわけでございます。こういった流通業者につきましては、建設業法だけではとても手当てがし切れませんので、これにつきましては別途宅地建物取引業法の改正によつて手当てをいたしたいということで検討を進めておる次第でございます。

○浦井委員 どうも答へが部分的、かつ、すれ違ひのような感じがするわけですが、時間がございませんで、次に進みたいと思つておる。

許可を要しない零細業者のソクが百万円から三百万円というふうに引き上げられるという話があるわけなんです、三百万円のソクの中には材料費であるとか、それから材料その他の運搬費などももちろん含まれておるわけですね。———

で、この十一万の負傷者の中で日雇いがどれくらゐの比率を占めているかは、ちよつと数字がございませぬのでお答えいたしかねます。

○浦井委員　そうしますと、もう一つ観点を變更まして、日雇ひ労働者、臨時の労働者と常用の建設労働者のおおよその賃金の比率は、大体どれくらゐになるのですか。常用と臨時の賃金の比率ですな。

○川島(博)政府委員　残念ながら日雇ひ労働者の

しかねるわけでございますが、常用労働者の一人平均月間支給額は、四十三年の数字でございます

が、建設業が五万二千百六十三円、製造業が五万二千六百九十九円というのが労働省の調べでございます。

○浦井委員 さつき私二、三質問したことを、ひとつ正確に調べて資料として出したい。だきたいと思うのですが、そういう点で出かせぎの問題ない

れで都会に出てくる。そういう場合に建設関係に働くケースが非常に多いわけなんです。技術的に

も未熟である、それから賃金も安い、無理をして長時間働く、深夜まで及ぶ、そういう状態であるわけです。しかも先ほどから尋ねておりますように、

私は災害も多いし賃金も低いと思うのですが、臨時の方たちは非常に歩の悪い労働に、危険な仕事に従事させられておるといふふうに思うわけで

す。その結果、非常に労働災害も多いだろうと思うわけですが、大臣、この点については大体どういうふうに考えておられますか。そうだろうと思う

われですか。

○根本國務大臣 以前はかなりそういうふうな情勢もあつたようには聞いています。私の県も相当

農業従事者が出かせぎに出ているほうでござい
す。しかし、いま御指摘になりましたように、農
業では生活苦に追われて出てくるというだけでは

ないようです。御承知のように、このごろ農業が非常に機械化もいたしまして、省力農業であります。して、相当規模の大きい農家もやはり金銭収入を

より多く望みたいというのが人間の本性でございますから、私のほうでは五町歩程度のかんりの大きい経営者も出かせぎに出ていることは事実でございます。それと同時に、現在労働力不足でございますから、非常に劣悪な状況ではほとんどどんな他のほうに移転していくようでございます。したがって、いまから五、六年前の状況からすれば、飯場の状況も変えられておる、労働条件もだいぶよくなつてきておると私は聞いております。しかし、これが非常にいい条件であるということとは必ずしもいえない。

それから、いま御指摘のように、十分に技術的なあるいはそういった建築業務になれてないために不慮の災害を受けやすいということは確かにあるようでございます。そのために、これは労働省も十分に配慮をしてやると同時に、建設業界においても訓練、安全の指導は十分にいたすように指導しておる次第でございます。

○浦井委員 最後に、もう一つ具体的なことをお聞きしたいのですが、そういうような状態だとえば出かせぎの農家の人たちが都会に出てきて建設業の日雇いで働く、そういう場合に、えてして雇用契約もはつきりしない、それから必ずしも信用のある業者のところでは働くとはいえない、こういう例が多々あるわけなんです。そこで、たとえば冬の何カ月か一生懸命都会で働いて、いざ賃金をもらつて故郷に帰るといふようなときに、たまたま雇い主が悪徳業者であつて、そつくり賃金を持ち逃げされて行くえ不明になつたというようなことが新聞でもしばしば見られるわけなんです。こういうようなときに、今度のいわゆる業法の改正によつて、元請はどういうような責任をとることになるわけですか。

○川島(博)政府委員 これも先ほど来御答弁申し上げておりますように、具体的な雇用契約は下請業者と当該出かせぎ者の間で結ばれておるわけでございます。したがつて、本来ならば下請業者が金を払う、取れなければ裁判に訴えてでも取る、こういうことでございますけれども、実際問題と

して下請が逃げてしまえば賃金がもらえないという場合でございます。その場合には、今回の法律では、そういう労働者が劣悪な状況にある場合には、建設大臣あるいは都道府県知事が元請業者たる特定建設業者に対して立てかえ払いをするなりあるいは貸し付けをするなり、そういう勧告をするように規定されているわけでございます。

○浦井委員 時間が来ましたのでこの辺でやめますけれども、非常に不満足なお答えしか得られなかつたので、ひとつまた機会がございましたら質問を続行することと、この辺で終わります。

○金丸委員長 次回は、定例日ではありませんが、来たる十一月曜日、午前十時理事会、十時十五分委員会を開会いたします。御出席をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後七時四十七分散会

昭和四十五年五月二十一日印刷

昭和四十五年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局